

発室発第201号

令和6年3月8日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区上野五丁目2番1号

日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松 衛

設計及び工事計画認可申請書の一部補正について

令和5年4月7日付け発室発第5号をもって申請しました設計及び工事計画認可申請書について、別紙のとおり一部補正します。

本資料のうち、は商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。

別紙

東海第二発電所

設計及び工事計画認可申請書の一部補正

日本原子力発電株式会社

目 次

1. 補正項目
2. 補正を必要とする理由を記載した書類
3. 補正前後比較表
4. 補正内容を反映した書類

1. 補正項目

補正項目

補正項目及び補正箇所は下表のとおり。

補正項目	補正箇所
<p>Ⅱ. 工事計画</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>4 火災防護設備</p> <p>1 火災区域構造物及び火災区画構造物</p> <p>a. 原子炉建屋原子炉棟及び原子炉建屋付属棟</p> <p>b. タービン建屋</p> <p>d. 廃棄物処理建屋</p> <p>e. 固体廃棄物作業建屋</p> <p>f. 固体廃棄物貯蔵庫</p> <p>j. 排気筒モニタ室</p> <p>k. 常設代替高圧電源装置置場</p> <p>m. 緊急時対策所建屋</p> <p>n. 常設低圧代替注水系ポンプ室, 格納容器圧力逃がし装置格納槽, 緊急用海水ポンプピット</p> <p>3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>追加する。「4. 補正内容を反映した書類」による。</p> <p>「3. 補正前後比較表」による。追加する。「4. 補正内容を反映した書類」による。</p>
<p>Ⅲ－Ⅰ. 工事工程表</p>	<p>「3. 補正前後比較表」による。</p>
<p>Ⅳ. 変更の理由</p>	<p>「3. 補正前後比較表」による。</p>
<p>Ⅴ. 添付書類</p> <p>V-1 説明書</p> <p>V-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書</p> <p>V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針</p> <p>V-1-1-2-1-2 防護対象施設の範囲</p>	<p>「3. 補正前後比較表」による。</p> <p>追加する。「4. 補正内容を反映した書類」による。</p> <p>追加する。「4. 補正内容を反映し</p>

補正項目	補正箇所
V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針	た書類」による。 追加する。「4. 補正内容を反映した書類」による。
V-1-1-6-別添3 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について	追加する。「4. 補正内容を反映した書類」による。
V-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。
V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針	追加する。「4. 補正内容を反映した書類」による。
V-1-1-8-2 防護すべき設備の設定	追加する。「4. 補正内容を反映した書類」による。
V-1-1-11 安全避難通路に関する説明書	追加する。「4. 補正内容を反映した書類」による。
V-1-1-12 非常用照明に関する説明書	追加する。「4. 補正内容を反映した書類」による。
V-1-7-2 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	追加する。「4. 補正内容を反映した書類」による。
V-1-9-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	追加する。「4. 補正内容を反映した書類」による。
V-6 図面 <ul style="list-style-type: none"> ・その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備に係る機器の配置を明示した図面及び構造図（火災区域構造物及び火災区画構造物）（1／48）【第9-3-1図】～（48／48）【第9-3-40図】 	追加する。「4. 補正内容を反映した書類」による。

2. 補正を必要とする理由を記載した書類

補正を必要とする理由

令和5年4月7日付け発室発第5号にて申請した設計及び工事計画認可申請書について、記載の適正化及び記載の充実のため、「Ⅱ. 工事計画」、「Ⅲ－Ⅰ. 工事工程表」、「Ⅳ. 変更の理由」、「Ⅴ-1 説明書」及び「Ⅴ-6 図面」を補正する。

3. 補正前後比較表

【 その他発電用原子炉の附属施設 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格 】

変更前 (2023年4月7日申請)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>落雷によって、発電用原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないよう、避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規程の解釈」(平成25年6月19日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、施設区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規程の解釈」(平成25年6月19日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護により、火災発生防止を講じる設計とし、竜巻(風(台風)を含む)から、竜巻防護対策設備の設置、固縛及び常設代替高圧電源装置の燃料油が漏えいした場合の柱状防止対策等により、火災の発生防止を講じる設計とする。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>火災区域又は火災区域の火災感知設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、[1.(1)c. 自然現象による火災の発生防止]で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区域に設置された火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備の火災感知器(一部「東海、東海第二発電所共用」(以下同じ。))は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、湿度、温度、空気流速等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区域の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類の応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気形成をおそれる場所及び屋外等は、環境条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器(赤外線方式)、非アナログ式の防煙型熱感知器、非アナログ式の防煙型煙感知器、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器(赤外線方式)、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ等及び非アナログ式の熱感知器も含まれた組み合わせで設置する設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>(a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域(DBトンネル、S Aトンネル及び[]を除く。)の火災感知設備の設計</p> <p>火災感知設備の火災感知器(一部「東海、東海第二発電所共用」(以下同じ。))は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、湿度、温度、空気流速等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区域の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類の応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気形成をおそれる場所及び屋外等は、環境条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器(赤外線方式)、非アナログ式の防煙型熱感知器、非アナログ式の防煙型煙感知器、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器(赤外線方式)、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ等及び非アナログ式の熱感知器も含まれた組み合わせで設置する設計とする。</p> <p>火災感知器については、消防法施行規則第23条第4項に使い、火災感知器と同等の機能を有する機器については同項において求める火災区域内の火災感知器の網羅性及び火災感知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。</p> <p>また、火災感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した設置方法について</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p> <p>記載の適正化 (申請範囲の見直しに伴う適正化)</p> <p>記載の適正化 (火災防護審査基準改正内容を踏まえた記載の適正化)</p>
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>落雷によって、発電用原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないよう、避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規程の解釈」(平成25年6月19日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、施設区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規程の解釈」(平成25年6月19日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護により、火災発生防止を講じる設計とし、竜巻(風(台風)を含む)から、竜巻防護対策設備の設置、固縛及び常設代替高圧電源装置の燃料油が漏えいした場合の柱状防止対策等により、火災の発生防止を講じる設計とする。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>火災区域又は火災区域の火災感知設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、[1.(1)c. 自然現象による火災の発生防止]で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区域に設置された火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備の火災感知器(一部「東海、東海第二発電所共用」(以下同じ。))は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、湿度、温度、空気流速等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区域の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類の応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気形成をおそれる場所及び屋外等は、環境条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器(赤外線方式)、非アナログ式の防煙型熱感知器、非アナログ式の防煙型煙感知器、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器(赤外線方式)、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ等及び非アナログ式の熱感知器も含まれた組み合わせで設置する設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>(a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域(DBトンネル、S Aトンネル、常設代替高圧電源装置の機器ハッチ室及び隔壁室並びに格納容器圧力逃がし装置格納槽を除く。)の火災感知設備の設計</p> <p>火災感知設備の火災感知器(一部「東海、東海第二発電所共用」(以下同じ。))は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、湿度、温度、空気流速等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区域の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類の応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>また、火災感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した設置方法について</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p> <p>記載の適正化 (申請範囲の見直しに伴う適正化)</p> <p>記載の適正化 (火災防護審査基準改正内容を踏まえた記載の適正化)</p>
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>落雷によって、発電用原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生しないよう、避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規程の解釈」(平成25年6月19日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、施設区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規程の解釈」(平成25年6月19日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護により、火災発生防止を講じる設計とし、竜巻(風(台風)を含む)から、竜巻防護対策設備の設置、固縛及び常設代替高圧電源装置の燃料油が漏えいした場合の柱状防止対策等により、火災の発生防止を講じる設計とする。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>火災区域又は火災区域の火災感知設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、[1.(1)c. 自然現象による火災の発生防止]で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区域に設置された火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備の火災感知器(一部「東海、東海第二発電所共用」(以下同じ。))は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、湿度、温度、空気流速等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区域の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類の応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気形成をおそれる場所及び屋外等は、環境条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器(赤外線方式)、非アナログ式の防煙型熱感知器、非アナログ式の防煙型煙感知器、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器(赤外線方式)、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ等及び非アナログ式の熱感知器も含まれた組み合わせで設置する設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>(a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域(DBトンネル、S Aトンネル、常設代替高圧電源装置の機器ハッチ室及び隔壁室並びに格納容器圧力逃がし装置格納槽を除く。)の火災感知設備の設計</p> <p>火災感知設備の火災感知器(一部「東海、東海第二発電所共用」(以下同じ。))は、火災区域又は火災区域における放射線、取付面高さ、湿度、温度、空気流速等の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区域の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類の応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>また、火災感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した設置方法について</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p> <p>記載の適正化 (申請範囲の見直しに伴う適正化)</p> <p>記載の適正化 (火災防護審査基準改正内容を踏まえた記載の適正化)</p>

【 その他発電用原子炉の附属施設 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格 】

変更前 (2023年4月7日申請)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>非アナログ式の火災感知器は、環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。 なお、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線方式）は、監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。 火災感知設備のうち火災受信機は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。 屋外の海水ポンプエリアを監視するアナログ式の屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機において、カメラ機能による映像監視（熱サーモグラフィ）により火災発生箇所の特定が可能な設計とする。 火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施する。 火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源、常設代替高圧電源装置又は緊急時対策用発電機からの受電も可能な設計とする。 火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。 屋外に設置する火災感知設備は、-20℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。 屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより機能及び性能を回復する設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 火災防護設備の対象となる主要な設備について、表1「火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>も適用する設計とする。 非アナログ式の火災感知器は、環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。 なお、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器（赤外線方式）は、監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。 火災感知設備のうち火災受信機は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。 屋外の海水ポンプエリアを監視するアナログ式の屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機において、カメラ機能による映像監視（熱サーモグラフィ）により火災発生箇所の特定が可能な設計とする。 火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施する。 火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源、常設代替高圧電源装置又は緊急時対策用発電機からの受電も可能な設計とする。 火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。 屋外に設置する火災感知設備は、-20℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。 屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより機能及び性能を回復する設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 火災防護設備の対象となる主要な設備について、表1「火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>記載の適正化 （火災防護審査 基準改正内容を踏まえた記載 の適正化）</p> <p>記載の充実 （設計内容の明確化）</p>

NT2 表① II R0

NT2 表① II R1

【 その他発電用原子炉の附属施設 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格 】

変更前 (2023年 4月 7日申請)	変更後	変更理由				
<p style="text-align: center;"> </p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>火災感知設備のうち火災受信機は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p> <p>屋外の潜水ポンプエリアを監視するアナログ式の屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機において、カメラ機能による映像監視（熱サーモグラフィ）により火災発生箇所の特定が可能となる設計とする。火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。</p> <p>自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模倣した試験を実施する。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源、常設代替高圧電源装置又は緊急時対策用発電機からの受電も可能な設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は、-20℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。</p> <p>屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより機能及び性能を確保する設計とする。</p> <p>(b) 上記 (a) 項を除く火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区画における取替機、取替機の高さ、湿度、潮度、空気汚染の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、誘火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所及び煙外等は、環境条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器（赤外線方式）、非アナログ式の防煙型熱感知器、非アナログ式の防煙型煙感知器も含めた組み合わせで設置する設計とする。</p> <p>非アナログ式の火災感知器は、環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>火災感知設備のうち火災受信機は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p> <p>屋外開放の火災区域又は火災区画を監視する屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機においては、カメラ機能による映像監視（熱サーモグラフィ）により火災発生箇所の特定が可能となる設計とする。火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。</p> <p>自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模倣した試験を実施する。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源、常設代替高圧電源装置又は緊急時対策用発電機からの受電も可能な設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外開放の火災区域又は火災区画に設置する火災感知設備は、-20℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。</p> <p>屋外開放の火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより機能及び性能を確保する設計とする。</p> <p>(b) 上記 (a) 項を除く火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>火災感知設備のうち火災受信機は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p> <p>屋外の潜水ポンプエリアを監視するアナログ式の屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機において、カメラ機能による映像監視（熱サーモグラフィ）により火災発生箇所の特定が可能となる設計とする。火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。</p> <p>自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模倣した試験を実施する。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源、常設代替高圧電源装置又は緊急時対策用発電機からの受電も可能な設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は、-20℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。</p> <p>屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより機能及び性能を確保する設計とする。</p> <p>(b) 上記 (a) 項を除く火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区画における取替機、取替機の高さ、湿度、潮度、空気汚染の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、誘火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所及び煙外等は、環境条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器（赤外線方式）、非アナログ式の防煙型熱感知器、非アナログ式の防煙型煙感知器も含めた組み合わせで設置する設計とする。</p> <p>非アナログ式の火災感知器は、環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p>	<p>火災感知設備のうち火災受信機は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p> <p>屋外開放の火災区域又は火災区画を監視する屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機においては、カメラ機能による映像監視（熱サーモグラフィ）により火災発生箇所の特定が可能となる設計とする。火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。</p> <p>自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模倣した試験を実施する。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源、常設代替高圧電源装置又は緊急時対策用発電機からの受電も可能な設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外開放の火災区域又は火災区画に設置する火災感知設備は、-20℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。</p> <p>屋外開放の火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより機能及び性能を確保する設計とする。</p> <p>(b) 上記 (a) 項を除く火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計</p>	<p>記載の充実 (設計内容の明確化)</p> <p>記載の適正化 (火災防護審査基準改正内容を踏まえた記載の適正化)</p> <p>記載の適正化 (申請範囲の見直しに伴う適正化)</p>
変更前	変更後					
<p>火災感知設備のうち火災受信機は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p> <p>屋外の潜水ポンプエリアを監視するアナログ式の屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機において、カメラ機能による映像監視（熱サーモグラフィ）により火災発生箇所の特定が可能となる設計とする。火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。</p> <p>自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模倣した試験を実施する。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源、常設代替高圧電源装置又は緊急時対策用発電機からの受電も可能な設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は、-20℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。</p> <p>屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより機能及び性能を確保する設計とする。</p> <p>(b) 上記 (a) 項を除く火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区画における取替機、取替機の高さ、湿度、潮度、空気汚染の環境条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発生するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、誘火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所及び煙外等は、環境条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器（赤外線方式）、非アナログ式の防煙型熱感知器、非アナログ式の防煙型煙感知器も含めた組み合わせで設置する設計とする。</p> <p>非アナログ式の火災感知器は、環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p>	<p>火災感知設備のうち火災受信機は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p> <p>屋外開放の火災区域又は火災区画を監視する屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機においては、カメラ機能による映像監視（熱サーモグラフィ）により火災発生箇所の特定が可能となる設計とする。火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。</p> <p>自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模倣した試験を実施する。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処設備を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源、常設代替高圧電源装置又は緊急時対策用発電機からの受電も可能な設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外開放の火災区域又は火災区画に設置する火災感知設備は、-20℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。</p> <p>屋外開放の火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより機能及び性能を確保する設計とする。</p> <p>(b) 上記 (a) 項を除く火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計</p>					

【 その他発電用原子炉の附属施設 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格 】

変更前 (2023年4月7日申請)	変更後	変更理由						
<p style="text-align: center;">—</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変 更 前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 <u>自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消 防法施行規則に準じ、種々の火災を検出した試験を実施する。</u> 火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるよう に蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源、常設代替高圧電源装置又は緊 急時対策用発電機からの受電も可能な設計とする。 火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能の維持できる設 計とする。*</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>2. 主要対象設備 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">注記：*：記載の適正化を行う。既工事計画書には、記載なし。</p>	変 更 前	変 更 後	<p>火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 <u>自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消 防法施行規則に準じ、種々の火災を検出した試験を実施する。</u> 火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるよう に蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源、常設代替高圧電源装置又は緊 急時対策用発電機からの受電も可能な設計とする。 火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能の維持できる設 計とする。*</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>2. 主要対象設備 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>記載の適正化 (申請範囲の見直しに伴う適正化)</p>
変 更 前	変 更 後							
<p>火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 <u>自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消 防法施行規則に準じ、種々の火災を検出した試験を実施する。</u> 火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるよう に蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源、常設代替高圧電源装置又は緊 急時対策用発電機からの受電も可能な設計とする。 火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能の維持できる設 計とする。*</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p>							
<p>2. 主要対象設備 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p>							

NT2 表① II R1

【 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の共通項目の基本設計方針 】

変更前 (2023年4月7日申請)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>について、自重や運転時の荷重等と基準地震動S₁による地震力との組合せにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準等による地震の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。</p> <p>また、上記の設計基準対象施設にあっては、自重や運転時の荷重等と弾性設計用地震動S₂による地震力又は静的地震力との組合せにより算定される接地圧について、安全上適切と認められる規格及び基準等による地震の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>屋外重要土木構造物、津波防護施設及び浸水防止設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置される建物・構築物の地震においては、自重や運転時の荷重等と基準地震動S₁による地震力との組合せにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準等による地震の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。</p> <p>設計基準対象施設のうち、Bクラス及びCクラスの施設の地震、若しくは、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物)の地震においては、自重や運転時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力(Bクラスの共震影響検討に係るもの又はBクラスの施設の種類を代替する常設重大事故防止設備の共震影響検討に係るもの)との組合せにより算定される接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準等による地震の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2.1 地震による損傷の防止</p> <p>2.1.1 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>a. 耐震重要施設は、その使用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震(設置(変更)許可を受けた基準地震動S₁(以下「基準地震動S₁」))による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、基準地震動S₁による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。</p> <p>b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設的安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」)とし、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設については、施設の名設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設備状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>について、自重や運転時の荷重等と基準地震動S₁による地震力との組合せにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準等による地震の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。</p> <p>また、上記の設計基準対象施設にあっては、自重や運転時の荷重等と弾性設計用地震動S₂による地震力又は静的地震力との組合せにより算定される接地圧について、安全上適切と認められる規格及び基準等による地震の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>屋外重要土木構造物、津波防護施設及び浸水防止設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置される建物・構築物の地震においては、自重や運転時の荷重等と基準地震動S₁による地震力との組合せにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準等による地震の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。</p> <p>設計基準対象施設のうち、Bクラス及びCクラスの施設の地震、若しくは、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物)の地震においては、自重や運転時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力(Bクラスの共震影響検討に係るもの又はBクラスの施設の機能を代替する常設重大事故防止設備の共震影響検討に係るもの)との組合せにより算定される接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準等による地震の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>1.2 急傾斜地の崩壊の防止</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域でない地震に設備を施設する。</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2.1 地震による損傷の防止</p> <p>2.1.1 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>a. 耐震重要施設は、その使用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震(設置(変更)許可を受けた基準地震動S₁(以下「基準地震動S₁」))による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、基準地震動S₁による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。</p> <p>b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設的安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」)とし、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p>	<p>技術基準規則等への適合性確認結果を反映</p> <p>記載の適正化(2. 自然現象以降次頁への記載内容繰り下がり)</p>

NT2 表① II R0

NT2 表② II R1

【 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の共通項目の基本設計方針 】

変更前 (2023年4月7日申請)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>5. 設備に対する要求</p> <p>5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>5.1.1 通常運転時の一般要求</p> <p>(1) 設計基準対象施設の機能</p> <p>設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉固有の出力制御特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより、核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有する設計とする。</p> <p>(2) 通常運転時に漏えいを許容する場合の措置</p> <p>設計基準対象施設は、通常運転時において、放射性物質を含む液体を内包する容器、配管、ポンプ、弁その他の設備から放射性物質を含む液体が漏れ出た場合においては、系統外に漏えいさせることなく、各建屋等に設けられた機器ドレン又は床ドレン等のタンクに収集し、液体廃棄物処理設備に送水する設計とする。</p> <p>5.1.3 悪影響防止等</p> <p>(2) 共用</p> <p>重要安全施設は、東海発電所との間で原則共用しないものとするが、安全性が向上する場合は、共用することを考慮する。</p> <p>なお、東海発電所と共用する重要安全施設は無いことから、共用することを考慮する必要はない。</p> <p>安全施設（重要安全施設を除く。）を共用する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備の各機器については、一部の敷地を共有する東海発電所内の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。ただし、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、東海発電所内の発電用原子炉施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、東海発電所内及び東海第二発電所内の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。</p> <p>5.1.5 環境条件等</p> <p>安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線、荷重、屋外の天候による影響（凍結及び降雪）、海水を通水する系統への影響、電磁的障害、周辺機器等からの地磁気及び冷却材の性状を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、機作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度（環境温度及び使用温度）、放射線及び荷重に加えて、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響（凍</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>5. 設備に対する要求</p> <p>5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>5.1.1 通常運転時の一般要求</p> <p>(1) 設計基準対象施設の機能</p> <p>設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉固有の出力制御特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより、核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有する設計とする。</p> <p>(2) 通常運転時に漏えいを許容する場合の措置</p> <p>設計基準対象施設は、通常運転時において、放射性物質を含む液体を内包する容器、配管、ポンプ、弁その他の設備から放射性物質を含む液体が漏れ出た場合においては、系統外に漏えいさせることなく、各建屋等に設けられた機器ドレン又は床ドレン等のタンクに収集し、液体廃棄物処理設備に送水する設計とする。</p> <p>5.1.3 悪影響防止等</p> <p>(2) 共用</p> <p>重要安全施設は、東海発電所との間で原則共用しないものとするが、安全性が向上する場合は、共用することを考慮する。</p> <p>なお、東海発電所と共用する重要安全施設は無いことから、共用することを考慮する必要はない。</p> <p>安全施設（重要安全施設を除く。）を共用する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備の各機器については、一部の敷地を共有する東海発電所内の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。ただし、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重大事故等に対処するために必要な機能）を満たしつつ、東海発電所内の発電用原子炉施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、東海発電所内及び東海第二発電所内の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。</p> <p>5.1.5 環境条件等</p> <p>安全施設の設計条件については、材料疲労、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力、温度、湿度、放射線、荷重、屋外の天候による影響（凍結及び降雪）、海水を通水する系統への影響、電磁的障害、周辺機器等からの地磁気及び冷却材の性状を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、機作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度（環境温度及び使用温度）、放射線及び荷重に加えて、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響（凍</p>	<p>技術基準規則等への適合性確認結果を反映</p>
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>2.2 津波による損傷の防止</p> <p>原子炉冷却系統施設の津波による損傷の防止の基本設計方針については、浸水防護施設の基本設計方針に基づき設計とする。</p> <p>2.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、発電所敷地で想定される風（台風）、竜巻、凍結、降雪、積雪、落雪、霧雪、火山の影響、生物学的現象、森林火災及び高層の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものもたもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他、供用中における運転管理等の運用上の適切な措置を講じる。</p> <p>地震及び津波を含む自然現象の組合せについては、火山については積雪と風（台風）、基準地震動 S₁ については積雪、基準津波については弾性設計用地震動 S₀ と積雪の荷重を、施設の形状及び配置に応じて考慮する。</p> <p>地震、津波と風（台風）の組合せについても、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。</p> <p>組み合わせた積雪深、風速の大きさはそれぞれ建築基準法を適用して垂直積雪量 30 cm、基準風速 30 m/s とし、組み合わせる積雪深については、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮する。</p> <p>設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち人為による損傷の防止において、発電所敷地又はその周辺において想定される爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害により発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対してその安全性が損なわれないよう、防護措置又は対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。</p> <p>想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否を判断する基準を起さないことを評価して設置（変更）許可を受けている。工事計画認可申請時に、設置（変更）許可申請時から、防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空機の変更に係ることを確認していることから、設計基準対象施設に対して防護措置その他適切な措置を講じる必要はない。</p> <p>なお、定期的に航空機の変更に係ることを確認し、防護措置の要否を判断することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>航空機落下及び爆発以外に起因する飛来物については、発電所周辺の社会環境からみて、発生源が設計基準対象施設から一定の距離が確保されており、設計基準対象施設が安全性を損なうおそれがないため、防護措置その他の適切な措置を講じる必要はない。</p> <p>また、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対する防護措置には、設計基準対象施設が安全性を損なわれないために必要な設計基準対象施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象（地震及び津</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>2.2 津波による損傷の防止</p> <p>原子炉冷却系統施設の津波による損傷の防止の基本設計方針については、浸水防護施設の基本設計方針に基づき設計とする。</p> <p>2.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、発電所敷地で想定される風（台風）、竜巻、凍結、降雪、積雪、落雪、霧雪、火山の影響、生物学的現象、森林火災及び高層の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものもたもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他、供用中における運転管理等の運用上の適切な措置を講じる。</p> <p>地震及び津波を含む自然現象の組合せについては、火山については積雪と風（台風）、基準地震動 S₁ については積雪、基準津波については弾性設計用地震動 S₀ と積雪の荷重を、施設の形状及び配置に応じて考慮する。</p> <p>地震、津波と風（台風）の組合せについても、風荷重の影響が大きいと考えられるような構造や形状の施設については、組合せを考慮する。</p> <p>組み合わせた積雪深、風速の大きさはそれぞれ建築基準法を適用して垂直積雪量 30 cm、基準風速 30 m/s とし、組み合わせる積雪深については、建築基準法に定められた平均的な積雪荷重を与えるための係数 0.35 を考慮する。</p> <p>設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち人為による損傷の防止において、発電所敷地又はその周辺において想定される爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害により発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対してその安全性が損なわれないよう、防護措置又は対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。</p> <p>想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否を判断する基準を起さないことを評価して設置（変更）許可を受けている。工事計画認可申請時に、設置（変更）許可申請時から、防護設計の要否を判断する基準を超えるような航空機の変更に係ることを確認していることから、設計基準対象施設に対して防護措置その他適切な措置を講じる必要はない。</p> <p>なお、定期的に航空機の変更に係ることを確認し、防護措置の要否を判断することを保安規定に定めて管理する。</p> <p>航空機落下及び爆発以外に起因する飛来物については、発電所周辺の社会環境からみて、発生源が設計基準対象施設から一定の距離が確保されており、設計基準対象施設が安全性を損なうおそれがないため、防護措置その他の適切な措置を講じる必要はない。</p> <p>また、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に対する防護措置には、設計基準対象施設が安全性を損なわれないために必要な設計基準対象施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止において、想定される自然現象（地震及び津</p>	<p>技術基準規則等への適合性確認結果を反映</p>

【 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の共通項目の基本設計方針 】

変更前（2023年4月7日申請）	変更後	変更理由										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>波を除く。）及び人為事象に対して、「15.1.2 多様性、位置的分散等」、「15.1.3 悪影響防止等」及び「15.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じる。</p> <p>設計基準対象施設又は重大事故等対処設備に対して講じる防護措置として設置する施設は、その設置状況並びに防護する施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類に応じた地震力に対し増強度を確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。</p> <p>2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設 設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構造物、系統及び機器（以下「外部事象防護対象施設」という。）とする。また、外部事象防護対象施設の防護設計については、外部からの衝撃により外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護対象施設以外の施設についても考慮する。さらに、重大事故等対処設備についても、外部からの衝撃より防護すべき施設を含める。</p> <p>上記以外の設計基準対象施設については、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせるにより、その安全性を損なわれない設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>変更なし</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>3. 火災</p> <p>3.1 火災による損傷の防止 原子炉冷却系統施設の火災による損傷の防止の基本設計方針については、火災防護設備の基本設計方針に基づく設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>3. 火災</p> <p>変更なし</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>4. 溢水等</p> <p>4.1 溢水等による損傷の防止 原子炉冷却系統施設の溢水等による損傷の防止の基本設計方針については、浸水防護施設の基本設計方針に基づく設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>4. 溢水等</p> <p>変更なし</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>5. 設備に対する要求</p> <p>5.1 安全設備 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>5.1.1 通常運転時の一般要求</p> <p>(1) 設計基準対象施設の機能 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても発電用原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより、核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有する設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>5. 設備に対する要求</p> <p>変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>波を除く。）及び人為事象に対して、「15.1.2 多様性、位置的分散等」、「15.1.3 悪影響防止等」及び「15.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じる。</p> <p>設計基準対象施設又は重大事故等対処設備に対して講じる防護措置として設置する施設は、その設置状況並びに防護する施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類に応じた地震力に対し増強度を確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。</p> <p>2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設 設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構造物、系統及び機器（以下「外部事象防護対象施設」という。）とする。また、外部事象防護対象施設の防護設計については、外部からの衝撃により外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護対象施設以外の施設についても考慮する。さらに、重大事故等対処設備についても、外部からの衝撃より防護すべき施設を含める。</p> <p>上記以外の設計基準対象施設については、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせるにより、その安全性を損なわれない設計とする。</p>	<p>変更なし</p>	<p>3. 火災</p> <p>3.1 火災による損傷の防止 原子炉冷却系統施設の火災による損傷の防止の基本設計方針については、火災防護設備の基本設計方針に基づく設計とする。</p>	<p>3. 火災</p> <p>変更なし</p>	<p>4. 溢水等</p> <p>4.1 溢水等による損傷の防止 原子炉冷却系統施設の溢水等による損傷の防止の基本設計方針については、浸水防護施設の基本設計方針に基づく設計とする。</p>	<p>4. 溢水等</p> <p>変更なし</p>	<p>5. 設備に対する要求</p> <p>5.1 安全設備 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>5.1.1 通常運転時の一般要求</p> <p>(1) 設計基準対象施設の機能 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても発電用原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより、核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有する設計とする。</p>	<p>5. 設備に対する要求</p> <p>変更なし</p>	<p>技術基準規則等への適合性確認結果を反映</p> <p>記載の適正化 (5. 設備に対する要求以降次頁への記載内容繰り下がり)</p>
変更前	変更後											
<p>波を除く。）及び人為事象に対して、「15.1.2 多様性、位置的分散等」、「15.1.3 悪影響防止等」及び「15.1.5 環境条件等」の基本設計方針に基づき、必要な機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じる。</p> <p>設計基準対象施設又は重大事故等対処設備に対して講じる防護措置として設置する施設は、その設置状況並びに防護する施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処設備の設備分類に応じた地震力に対し増強度を確保し、外部からの衝撃を考慮した設計とする。</p> <p>2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設 設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構造物、系統及び機器（以下「外部事象防護対象施設」という。）とする。また、外部事象防護対象施設の防護設計については、外部からの衝撃により外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護対象施設以外の施設についても考慮する。さらに、重大事故等対処設備についても、外部からの衝撃より防護すべき施設を含める。</p> <p>上記以外の設計基準対象施設については、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせるにより、その安全性を損なわれない設計とする。</p>	<p>変更なし</p>											
<p>3. 火災</p> <p>3.1 火災による損傷の防止 原子炉冷却系統施設の火災による損傷の防止の基本設計方針については、火災防護設備の基本設計方針に基づく設計とする。</p>	<p>3. 火災</p> <p>変更なし</p>											
<p>4. 溢水等</p> <p>4.1 溢水等による損傷の防止 原子炉冷却系統施設の溢水等による損傷の防止の基本設計方針については、浸水防護施設の基本設計方針に基づく設計とする。</p>	<p>4. 溢水等</p> <p>変更なし</p>											
<p>5. 設備に対する要求</p> <p>5.1 安全設備 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>5.1.1 通常運転時の一般要求</p> <p>(1) 設計基準対象施設の機能 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても発電用原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより、核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有する設計とする。</p>	<p>5. 設備に対する要求</p> <p>変更なし</p>											

【 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の共通項目の基本設計方針 】

変更前 (2023年 4月 7日申請)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">変更前</p> <p>地震起因以外の火災による影響に対しては、重大事故等対処設備は、火災発生防止、感知・消火による火災防除対策を行うことで、また、地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水に対する防護対策を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>地震による荷重を含む耐震設計については、「2.1 地震による損傷の防止」に、津波（敷地に懸上する津波を含む）による荷重を含む耐津波設計については、「2.2 津波による損傷の防止」に、火災防護については、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく設計とし、それらの事象による波及的影響により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>5.1.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性 設計基準対策施設は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）が可能な構造とし、そのために必要な配置、空間等を備えた設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とし、そのために必要な配置、空間等を備えた設計とする。また、接近性を考慮して必要な空間等を備え、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。</p> <p>試験及び検査は、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査及び溶接安全管理検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検を実施できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、原則系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。系統試験については、テストラインなどの設備を設置又は必要に応じて準備することで試験可能な設計とする。また、悪影響防止の観点から他と区分する必要があるもの又は単体で機能・性能を確認するものは、他の系統と独立して機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場を除き、運転中に定期的な試験又は検査を実施可能な設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>代替電源設備は、電気系統の重要な部分として、適切な定期試験及び検査が可能な設計とする。構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>により重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>5.1.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性 設計基準対策施設は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）が可能な構造とし、そのために必要な配置、空間等を備えた設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とし、そのために必要な配置、空間等を備えた設計とする。また、接近性を考慮して必要な空間等を備え、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。</p> <p>試験及び検査は、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査及び溶接安全管理検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検が実施できる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、原則系統試験及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。系統試験については、テストラインなどの設備を設置又は必要に応じて準備することで試験可能な設計とする。また、悪影響防止の観点から他と区分する必要があるもの又は単体で機能・性能を確認するものは、他の系統と独立して機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>発電用原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査を実施可能な設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p>代替電源設備は、電気系統の重要な部分として、適切な定期試験及び検査が可能な設計とする。構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>6. その他 6.1 立ち入りの防止 発電所には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵、扉等の人の侵入を防止するための設備を設け、かつ、管理区域である旨を表示する設計とする。</p> <p>保全区域と管理区域以外の場所との境界には、他の場所と区別するため、壁、柵、扉等の保全区域を明確に示すための設備を設ける設計、又は保全区域である旨を表示する設計とする。</p> <p>発電所には、業務上立ち入る者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、柵、扉等の人の侵入を防止するための設備を設ける設計、又は周辺監視区域である旨を表示する設計とする（ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかなる場合は除く。）。</p> <p>管理区域、保全区域及び周辺監視区域における立ち入りの防止については、保安規定に基づき、その措置を実施する。</p>	<p>技術基準規則等への適合性確認結果を反映</p>

【 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の共通項目の基本設計方針 】

変更前（2023年4月7日申請）	変更後	変更理由
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">変更前</p> <p>6.2 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、監視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。 また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施設管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の運用に係る情報システムへの不正な接近を防止する設計とする。 発電用原子炉施設に不正に燃発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。 これらの対策については、核物質防護規定に定めて管理する。</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">変更後</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </div> </div>	<p>技術基準規則等への適合性確認結果を反映</p>

【 III-1. 工事工程表 】

変更前 (2023年 4月 7日申請)		変更後		変更理由													
III-1. 工事工程表																	
年月 項目	2023年度						2024年度										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
<p>■ : 現地工事期間 ■ : 構造、強度及び漏えいに係る検査 ◇ : 機能及び性能に係る検査 ★ : 品質マネジメントシステムに係る検査 注記 * : 検査時期は、工事の計画の進捗により変更になる可能性がある。</p>																	
<p>III-1. 工事工程表</p>																	
<p>■ : 現地工事期間 ■ : 構造、強度及び漏えいに係る検査 ◇ : 機能及び性能に係る検査 ★ : 品質マネジメントシステムに係る検査 注記 * : 検査時期は、工事の計画の進捗により変更になる可能性がある。</p>																	
<p>記載の適正化 (現地工事期間の見直し)</p>																	

【 IV. 変更の理由 】

変更前 (2023 年 4 月 7 日申請)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">IV. 変更の理由</p> <p>平成 30 年 10 月 18 日付け原規規発第 1810181 号にて認可された工事計画の一部において、以下のとおり変更を行う。</p> <p>平成 31 年 2 月 13 日付けで、火災の早期感知を目的とし、火災感知設備の設置要件に関して実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護審査基準」という。）の一部が改正された。</p> <p>今回の設計及び工事計画においては、火災防護審査基準の改正に伴い、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更等について申請を行う。</p>	<p style="text-align: center;">IV. 変更の理由</p> <p>平成 30 年 10 月 18 日付け原規規発第 1810181 号にて認可された工事計画の一部において、以下のとおり変更を行う。</p> <p>平成 31 年 2 月 13 日付けで、火災の早期感知を目的とし、火災感知設備の設置要件に関して実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護審査基準」という。）の一部が改正された。</p> <p>今回の設計及び工事計画においては、火災防護審査基準の改正に伴い、発電用原子炉施設のうち設計基準対象施設及び重大事故等対処施設（原子炉建屋付属棟（廃棄物処理棟）の緊急用電気室（緊急用 MCC 他）、緊急用電気室（緊急用蓄電池）、RW□ FV 配管室、緊急用電気室（緊急用直流 125V MCC）、レシービングタンク室、第二弁操作室、RW□ FV 配管室及びフィルタ装置入口水素濃度計室、DB トンネル、SA トンネル、常設代替高压電源装置置場の機器ハッチ室及び階段室並びに格納容器圧力逃がし装置格納槽を除く。）の基本設計方針の変更等について申請を行う。</p> <p><u>併せて、非常用発電装置の出力の決定に関する説明書の適正化を行う。</u></p>	<p>記載の適正化（申請範囲の見直しに伴う適正化及び火災受信機盤等の受電元となる非常用電源容量に関する説明書の適正化を追加）</p>

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2023年 4月 7日申請)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要 1</p> <p>2. 基本方針 1</p> <p>3. 説明書の構成 1</p> <p>4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性 2</p> <p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>イ 発電用原子炉施設の位置</p> <p>(1) 敷地の面積及び形状 1-1</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(1) 耐震構造 1-1</p> <p>(i) 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>(3) その他の主要な構造 1-14</p> <p>(i) a. 設計基準対象施設</p> <p>(c) 火災による損傷の防止</p> <p>(g) 安全施設</p> <p>b. 重大事故等対処施設（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止、中央制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p> <p>(b) 火災による損傷の防止</p> <p>ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項 1-1</p> <p>(i) 火災防護設備</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要 1</p> <p>2. 基本方針 1</p> <p>3. 説明書の構成 1</p> <p>4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性 2</p> <p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>イ 発電用原子炉施設の位置</p> <p>(1) 敷地の面積及び形状 1-1</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(1) 耐震構造 1-1</p> <p>(i) 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>(2) 耐津波構造 1-14</p> <p>(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計</p> <p>(3) その他の主要な構造 1-15</p> <p>(i) a. 設計基準対象施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>(b) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>(c) 火災による損傷の防止</p> <p>(d) 溢水による損傷の防止</p> <p>(f) 安全避難通路等</p> <p>(g) 安全施設</p> <p>b. 重大事故等対処施設（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止、中央制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p> <p>(b) 火災による損傷の防止</p> <p>ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項 1-1</p> <p>(i) 火災防護設備</p>	<p>技術基準規則等への適合性確認結果を反映</p>

NT2 変④ V-1-1-1 R0

NT2 変④ V-1-1-1 R1

東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2023年 4月 7日申請)	変更後	変更理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -50px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">NT2 変④ V-1-1-1 R0</p> <p>1. 概要 本資料は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが、法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 設計及び工事の計画が東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(令和5年1月25日付け原規規発第2301252号までに許可された発電用原子炉設置変更許可申請書)(以下「設置変更許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、設置変更許可申請書との整合性により示す。 設置変更許可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文(五号)」と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」(以下「要目表」という。))について示す。 また、設置変更許可申請書「添付書類八」のうち「本文(五号)」に係る設備設計を記載している箇所については、設置変更許可申請書「本文(五号)」の関連情報として記載する。 なお、設置変更許可申請書の基本方針に記載がなく、設計及び工事の計画において詳細設計を行う場合は、設置変更許可申請書に抵触するものでないため、本資料には記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「設置変更許可申請書(本文)」、「設置変更許可申請書(添付書類八)」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。 (2) 説明書の記載順は、設置変更許可申請書「本文(五号)」に記載する順とする。 (3) 設置変更許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が設置変更許可申請書と整合していることを明示する。 (4) 設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。 (5) 設置変更許可申請書「添付書類八」については、上記(3)において設計及び工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -50px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">NT2 変④ V-1-1-1 R1</p> <p>1. 概要 本資料は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが、法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 設計及び工事の計画が東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(令和5年12月20日付け原規規発第2312203号までに許可された発電用原子炉設置変更許可申請書)(以下「設置変更許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、設置変更許可申請書との整合性により示す。 設置変更許可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文(五号)」と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」(以下「要目表」という。))について示す。 また、設置変更許可申請書「添付書類八」のうち「本文(五号)」に係る設備設計を記載している箇所については、設置変更許可申請書「本文(五号)」の関連情報として記載する。 なお、設置変更許可申請書の基本方針に記載がなく、設計及び工事の計画において詳細設計を行う場合は、設置変更許可申請書に抵触するものでないため、本資料には記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「設置変更許可申請書(本文)」、「設置変更許可申請書(添付書類八)」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。 (2) 説明書の記載順は、設置変更許可申請書「本文(五号)」に記載する順とする。 (3) 設置変更許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が設置変更許可申請書と整合していることを明示する。 (4) 設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。 (5) 設置変更許可申請書「添付書類八」については、上記(3)において設計及び工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p>記載の適正化 (最新の設置変更許可申請書の認可日及び施行番号へ変更)</p>

東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2023年 4月 7日申請)	変更後	変更理由															
<p>変更前 (2023年 4月 7日申請)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1546 365 1576 491">備考</th> <th data-bbox="1546 491 1576 655">整合性</th> <th data-bbox="1546 655 1576 1031">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1546 1031 1576 1407">設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</th> <th data-bbox="1546 1407 1576 1782">設置変更許可申請書 (本文)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1576 365 1929 491"> <p>設置変更許可申請書 (本文) は、概要の書き出しであり、詳細は後段に示す。</p> </td> <td data-bbox="1576 491 1929 655"> <p>設計及び工事の計画のE(2)(1)~①は、設置変更許可申請書 (本文) のE(2)(1)~①を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>E(2)(1)~②は、添付書類「V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」にて基準津波の算定位置及び基準津波の時刻履歴波形を記載しており整合している。</p> </td> <td data-bbox="1576 655 1929 1031"> <p>【海水防衛施設】 (基本設計方針)</p> <p>1. 津波による損傷の防止</p> <p>1.1 耐津波設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置 (変更) 許可を受けた基礎津波E(2)(1)~①によりその安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれなくなるよう、潮上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれらの施設に対して入力津波を算定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1576 1031 1929 1407"> <p>10.6 津波及び内部溢水に対する海水防護設備</p> <p>10.6.1 津波に対する防護設備</p> <p>10.6.1.1 設計基準対象施設</p> <p>10.6.1.1.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「設計基準対象施設は、基礎津波に対して、その安全機能が損なわれなくなるよう、潮上への影響要因及び浸水経路等の影響を考慮し、津波防護の多重化及び水位低下による安全機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。」とされている。</p> </td> <td data-bbox="1576 1407 1929 1782"> <p>(2) 耐津波構造</p> <p>本発電用原子炉施設は、その供用中に当該施設に与える影響を及ぼすおそれがある津波 (以下「基準津波」という。) 及び確率的リスク評価において全炉心損傷状態に相当する津波 (以下「概算津波」という。) に対して、次の方針に基づき耐津波設計を行う。E(2)(1)~②は、概算津波の算定位置を第 5.2.7 図に、基礎津波の時刻履歴波形を第 5.2.8 図に示す。</p> <p>(1) 設計基準対象施設に対する耐津波設計</p> <p>以下の方針に基づき耐津波設計を行い、その安全機能が損なわれなくなるよう設計とする。E(2)(1)~②は、概算津波の算定位置を第 5.2.7 図に、基礎津波の時刻履歴波形を第 5.2.8 図に示す。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1929 365 2122 491"> <p>設計及び工事の計画で、添付書類「V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」にて基準津波の算定位置及び基準津波の時刻履歴波形を記載しており整合している。</p> </td> <td data-bbox="1929 491 2122 655"> <p>設計及び工事の計画のE(2)(1)~③は、設置変更許可申請書 (本文) のE(2)(1)~③を具体的に記載しており整合している。</p> </td> <td data-bbox="1929 655 2122 1031"> <p>(1) 津波防護対象設備</p> <p>a. 基礎津波に対する津波防護対象設備</p> <p>設計基準対象施設が、基礎津波により、その安全性が損なわれるおそれがないよう、津波から防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち「発電用軽水型原子炉施設」の安全機能の重要度分類に関する審査指針で規定されているE(2)(1)~③クラス1及びクラス2に該当する建築物、系統及び機器 (以下「津波防護対象設備」という。) とする。</p> <p>E(2)(1)~③は、津波が地震の副産物であることと、本発電所Sクラスの施設 (津波防護施設、設本防上設備及び津波監視設備を除く。) を含めて津波防護対象設備 (以下、上記に示した津波防護対象設備をまとめて「基礎津波に対する津波防護対象設備」という。) とする。</p> </td> <td data-bbox="1929 1031 2122 1407"> <p>1.4 耐津波設計</p> <p>1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計</p> <p>1.4.1.1 耐津波設計の基本方針</p> <p>これより、津波から防護する設備は、クラス1及びクラス2設備並びに耐震Sクラスに属する設備 (以下1.4.1.4施設、設本防上設備及び津波監視設備を除く。) (以下1.4.1.4.1) とする。</p> <p>1.4.1.1.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「設計基準対象施設は、基礎津波に対して、その安全機能が損なわれなくなるよう、潮上への影響要因及び浸水経路等の影響を考慮し、津波防護の多重化及び水位低下による安全機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。」とされている。</p> </td> <td data-bbox="1929 1407 2122 1782"> <p>また、設計基準対象施設のうち、津波から防護する設備をE(2)(1)~③「設計基準対象施設の津波防護対象設備」とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	備考	整合性	設計及び工事の計画 該当事項	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設置変更許可申請書 (本文)	<p>設置変更許可申請書 (本文) は、概要の書き出しであり、詳細は後段に示す。</p>	<p>設計及び工事の計画のE(2)(1)~①は、設置変更許可申請書 (本文) のE(2)(1)~①を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>E(2)(1)~②は、添付書類「V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」にて基準津波の算定位置及び基準津波の時刻履歴波形を記載しており整合している。</p>	<p>【海水防衛施設】 (基本設計方針)</p> <p>1. 津波による損傷の防止</p> <p>1.1 耐津波設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置 (変更) 許可を受けた基礎津波E(2)(1)~①によりその安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれなくなるよう、潮上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれらの施設に対して入力津波を算定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</p>	<p>10.6 津波及び内部溢水に対する海水防護設備</p> <p>10.6.1 津波に対する防護設備</p> <p>10.6.1.1 設計基準対象施設</p> <p>10.6.1.1.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「設計基準対象施設は、基礎津波に対して、その安全機能が損なわれなくなるよう、潮上への影響要因及び浸水経路等の影響を考慮し、津波防護の多重化及び水位低下による安全機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。」とされている。</p>	<p>(2) 耐津波構造</p> <p>本発電用原子炉施設は、その供用中に当該施設に与える影響を及ぼすおそれがある津波 (以下「基準津波」という。) 及び確率的リスク評価において全炉心損傷状態に相当する津波 (以下「概算津波」という。) に対して、次の方針に基づき耐津波設計を行う。E(2)(1)~②は、概算津波の算定位置を第 5.2.7 図に、基礎津波の時刻履歴波形を第 5.2.8 図に示す。</p> <p>(1) 設計基準対象施設に対する耐津波設計</p> <p>以下の方針に基づき耐津波設計を行い、その安全機能が損なわれなくなるよう設計とする。E(2)(1)~②は、概算津波の算定位置を第 5.2.7 図に、基礎津波の時刻履歴波形を第 5.2.8 図に示す。</p>	<p>設計及び工事の計画で、添付書類「V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」にて基準津波の算定位置及び基準津波の時刻履歴波形を記載しており整合している。</p>	<p>設計及び工事の計画のE(2)(1)~③は、設置変更許可申請書 (本文) のE(2)(1)~③を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>(1) 津波防護対象設備</p> <p>a. 基礎津波に対する津波防護対象設備</p> <p>設計基準対象施設が、基礎津波により、その安全性が損なわれるおそれがないよう、津波から防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち「発電用軽水型原子炉施設」の安全機能の重要度分類に関する審査指針で規定されているE(2)(1)~③クラス1及びクラス2に該当する建築物、系統及び機器 (以下「津波防護対象設備」という。) とする。</p> <p>E(2)(1)~③は、津波が地震の副産物であることと、本発電所Sクラスの施設 (津波防護施設、設本防上設備及び津波監視設備を除く。) を含めて津波防護対象設備 (以下、上記に示した津波防護対象設備をまとめて「基礎津波に対する津波防護対象設備」という。) とする。</p>	<p>1.4 耐津波設計</p> <p>1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計</p> <p>1.4.1.1 耐津波設計の基本方針</p> <p>これより、津波から防護する設備は、クラス1及びクラス2設備並びに耐震Sクラスに属する設備 (以下1.4.1.4施設、設本防上設備及び津波監視設備を除く。) (以下1.4.1.4.1) とする。</p> <p>1.4.1.1.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「設計基準対象施設は、基礎津波に対して、その安全機能が損なわれなくなるよう、潮上への影響要因及び浸水経路等の影響を考慮し、津波防護の多重化及び水位低下による安全機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。」とされている。</p>	<p>また、設計基準対象施設のうち、津波から防護する設備をE(2)(1)~③「設計基準対象施設の津波防護対象設備」とする。</p>	<p>技術基準規則等への適合性確認結果を反映 (ロ (1) (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計の項目まで既申請版から変更なし)</p>
備考	整合性	設計及び工事の計画 該当事項	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設置変更許可申請書 (本文)													
<p>設置変更許可申請書 (本文) は、概要の書き出しであり、詳細は後段に示す。</p>	<p>設計及び工事の計画のE(2)(1)~①は、設置変更許可申請書 (本文) のE(2)(1)~①を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>E(2)(1)~②は、添付書類「V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」にて基準津波の算定位置及び基準津波の時刻履歴波形を記載しており整合している。</p>	<p>【海水防衛施設】 (基本設計方針)</p> <p>1. 津波による損傷の防止</p> <p>1.1 耐津波設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置 (変更) 許可を受けた基礎津波E(2)(1)~①によりその安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれなくなるよう、潮上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれらの施設に対して入力津波を算定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</p>	<p>10.6 津波及び内部溢水に対する海水防護設備</p> <p>10.6.1 津波に対する防護設備</p> <p>10.6.1.1 設計基準対象施設</p> <p>10.6.1.1.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「設計基準対象施設は、基礎津波に対して、その安全機能が損なわれなくなるよう、潮上への影響要因及び浸水経路等の影響を考慮し、津波防護の多重化及び水位低下による安全機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。」とされている。</p>	<p>(2) 耐津波構造</p> <p>本発電用原子炉施設は、その供用中に当該施設に与える影響を及ぼすおそれがある津波 (以下「基準津波」という。) 及び確率的リスク評価において全炉心損傷状態に相当する津波 (以下「概算津波」という。) に対して、次の方針に基づき耐津波設計を行う。E(2)(1)~②は、概算津波の算定位置を第 5.2.7 図に、基礎津波の時刻履歴波形を第 5.2.8 図に示す。</p> <p>(1) 設計基準対象施設に対する耐津波設計</p> <p>以下の方針に基づき耐津波設計を行い、その安全機能が損なわれなくなるよう設計とする。E(2)(1)~②は、概算津波の算定位置を第 5.2.7 図に、基礎津波の時刻履歴波形を第 5.2.8 図に示す。</p>													
<p>設計及び工事の計画で、添付書類「V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」にて基準津波の算定位置及び基準津波の時刻履歴波形を記載しており整合している。</p>	<p>設計及び工事の計画のE(2)(1)~③は、設置変更許可申請書 (本文) のE(2)(1)~③を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>(1) 津波防護対象設備</p> <p>a. 基礎津波に対する津波防護対象設備</p> <p>設計基準対象施設が、基礎津波により、その安全性が損なわれるおそれがないよう、津波から防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち「発電用軽水型原子炉施設」の安全機能の重要度分類に関する審査指針で規定されているE(2)(1)~③クラス1及びクラス2に該当する建築物、系統及び機器 (以下「津波防護対象設備」という。) とする。</p> <p>E(2)(1)~③は、津波が地震の副産物であることと、本発電所Sクラスの施設 (津波防護施設、設本防上設備及び津波監視設備を除く。) を含めて津波防護対象設備 (以下、上記に示した津波防護対象設備をまとめて「基礎津波に対する津波防護対象設備」という。) とする。</p>	<p>1.4 耐津波設計</p> <p>1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計</p> <p>1.4.1.1 耐津波設計の基本方針</p> <p>これより、津波から防護する設備は、クラス1及びクラス2設備並びに耐震Sクラスに属する設備 (以下1.4.1.4施設、設本防上設備及び津波監視設備を除く。) (以下1.4.1.4.1) とする。</p> <p>1.4.1.1.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設等の耐津波設計については、「設計基準対象施設は、基礎津波に対して、その安全機能が損なわれなくなるよう、潮上への影響要因及び浸水経路等の影響を考慮し、津波防護の多重化及び水位低下による安全機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。」とされている。</p>	<p>また、設計基準対象施設のうち、津波から防護する設備をE(2)(1)~③「設計基準対象施設の津波防護対象設備」とする。</p>													

東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2023年 4月 7日申請)	変更後	変更理由															
<p>変更前 (2023年 4月 7日申請)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1546 367 1584 1780">設計及び工事計画 該当事項</th> <th data-bbox="1584 367 1635 1780">整合性</th> <th data-bbox="1635 367 1673 1780">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1546 367 1584 1780"> <p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」 2. 自然現象 2.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> </td> <td data-bbox="1584 367 1635 1780"> <p>設計及び工事の計画の「設計基準対象施設」は、設置変更許可申請書(本文)の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」の「安全施設」を含んでおり整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p> </td> <td data-bbox="1635 367 1673 1780"> <p>設計及び工事の計画の「設計基準対象施設」は、設置変更許可申請書(本文)の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」の「安全施設」を示している。</p> <p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 661 1584 1780"> <p>設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項 1.1 安全設計の方針 1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1.4 外部からの衝撃による損傷の防止 発電所敷地での想定される自然現象(地震及び津波を除く。)については、継続的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基礎や文献等に基づき事象を収集し、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、雷害、火災の影響、生物学的現象、森林火災及び高潮の自然現象(地震及び津波を除く。)又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びびその組合せに遭遇した場合において、海外の評価基準を考慮の上、発電所及びその周辺の発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包括性を観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火災の影響、生物学的現象、森林火災及び高潮を選定する。 安全施設は、これらの自然現象(地震及び津波を除く。)又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びびその組合せに遭遇した場合において、海外の発生実績の有無に関わらず、国内外の基礎や文献等に基づき事象を収集し、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、雷害、火災の影響、生物学的現象、森林火災及び高潮の自然現象(地震及び津波を除く。)又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びびその組合せに遭遇した場合において、海外の評価基準を考慮の上、発電所及びその周辺の発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包括性を観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火災の影響、生物学的現象、森林火災及び高潮を選定する。</p> </td> <td data-bbox="1584 661 1635 1780"> <p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p> </td> <td data-bbox="1635 661 1673 1780"> <p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 1039 1584 1780"> <p>設置変更許可申請書(本文) (1) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (b) 外部からの衝撃による損傷の防止 「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」の「安全施設」は、設置変更許可申請書(本文)の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」の「安全施設」を示している。</p> </td> <td data-bbox="1584 1039 1635 1780"> <p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p> </td> <td data-bbox="1635 1039 1673 1780"> <p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 1417 1584 1780"> <p>設置変更許可申請書(本文) (1) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (b) 外部からの衝撃による損傷の防止 「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」の「安全施設」は、設置変更許可申請書(本文)の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」の「安全施設」を示している。</p> </td> <td data-bbox="1584 1417 1635 1780"> <p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p> </td> <td data-bbox="1635 1417 1673 1780"> <p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考	<p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」 2. 自然現象 2.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>設計及び工事の計画の「設計基準対象施設」は、設置変更許可申請書(本文)の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」の「安全施設」を含んでおり整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>設計及び工事の計画の「設計基準対象施設」は、設置変更許可申請書(本文)の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」の「安全施設」を示している。</p> <p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項 1.1 安全設計の方針 1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1.4 外部からの衝撃による損傷の防止 発電所敷地での想定される自然現象(地震及び津波を除く。)については、継続的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基礎や文献等に基づき事象を収集し、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、雷害、火災の影響、生物学的現象、森林火災及び高潮の自然現象(地震及び津波を除く。)又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びびその組合せに遭遇した場合において、海外の評価基準を考慮の上、発電所及びその周辺の発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包括性を観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火災の影響、生物学的現象、森林火災及び高潮を選定する。 安全施設は、これらの自然現象(地震及び津波を除く。)又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びびその組合せに遭遇した場合において、海外の発生実績の有無に関わらず、国内外の基礎や文献等に基づき事象を収集し、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、雷害、火災の影響、生物学的現象、森林火災及び高潮の自然現象(地震及び津波を除く。)又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びびその組合せに遭遇した場合において、海外の評価基準を考慮の上、発電所及びその周辺の発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包括性を観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火災の影響、生物学的現象、森林火災及び高潮を選定する。</p>	<p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文) (1) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (b) 外部からの衝撃による損傷の防止 「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」の「安全施設」は、設置変更許可申請書(本文)の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」の「安全施設」を示している。</p>	<p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文) (1) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (b) 外部からの衝撃による損傷の防止 「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」の「安全施設」は、設置変更許可申請書(本文)の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」の「安全施設」を示している。</p>	<p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>技術基準規則等への適合性確認結果を反映</p>
設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考															
<p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」 2. 自然現象 2.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>設計及び工事の計画の「設計基準対象施設」は、設置変更許可申請書(本文)の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」の「安全施設」を含んでおり整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>設計及び工事の計画の「設計基準対象施設」は、設置変更許可申請書(本文)の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」の「安全施設」を示している。</p> <p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p>															
<p>設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項 1.1 安全設計の方針 1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1.4 外部からの衝撃による損傷の防止 発電所敷地での想定される自然現象(地震及び津波を除く。)については、継続的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基礎や文献等に基づき事象を収集し、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、雷害、火災の影響、生物学的現象、森林火災及び高潮の自然現象(地震及び津波を除く。)又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びびその組合せに遭遇した場合において、海外の評価基準を考慮の上、発電所及びその周辺の発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包括性を観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火災の影響、生物学的現象、森林火災及び高潮を選定する。 安全施設は、これらの自然現象(地震及び津波を除く。)又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びびその組合せに遭遇した場合において、海外の発生実績の有無に関わらず、国内外の基礎や文献等に基づき事象を収集し、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、雷害、火災の影響、生物学的現象、森林火災及び高潮の自然現象(地震及び津波を除く。)又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びびその組合せに遭遇した場合において、海外の評価基準を考慮の上、発電所及びその周辺の発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包括性を観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火災の影響、生物学的現象、森林火災及び高潮を選定する。</p>	<p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p>															
<p>設置変更許可申請書(本文) (1) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (b) 外部からの衝撃による損傷の防止 「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」の「安全施設」は、設置変更許可申請書(本文)の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」の「安全施設」を示している。</p>	<p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p>															
<p>設置変更許可申請書(本文) (1) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (b) 外部からの衝撃による損傷の防止 「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」の「安全施設」は、設置変更許可申請書(本文)の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」の「安全施設」を示している。</p>	<p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p>	<p>設計及び工事の計画の「(3)(1)a.」及び「(3)(1)b.」の「(g)」を具体的に記載しており整合している。</p>															

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2023年 4月 7日申請)	変更後	変更理由															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1546 365 1576 1780">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th data-bbox="1576 365 1605 1780">設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項</th> <th data-bbox="1605 365 1635 1780">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1635 365 1665 1780">整合性</th> <th data-bbox="1665 365 1694 1780">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1546 1430 1762 1780"> <p>(b) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>①(3)a.(b)①(4)発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域の区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、監視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施設管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不正な接続を防止する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1546 1079 1762 1430"> <p>1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止</p> <p>(1) 設計方針</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域の区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、監視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施設管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不正な接続を防止する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1546 728 1762 1079"> <p>【原子炉冷却系設備】(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>6.2 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>①(3)a.(b)①(4)発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、監視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施設管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不正な接続を防止する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1546 483 1762 728"> <p>設計及び工事の計画の(3)a.(b)①(4)は、設置変更許可申請書(本文)の(3)a.(b)①(4)と同義であり整合している。</p> </td> <td data-bbox="1546 365 1762 483"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 1430 1762 1780"> <p>(3)a.(b)②(4)発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物体その他の人に危害を及ぼす物体を損傷するおそれがある物体の持込み(郵便物等による発電用所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為(サイバーストロを含む。)を防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて不正アクセス行為(サイバーストロを含む。)を受けるおそれがある外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1546 1079 1762 1430"> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物体その他の人に危害を及ぼす物体を損傷するおそれがある物体の持込み(郵便物等による発電用所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為(サイバーストロを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて不正アクセス行為(サイバーストロを含む。)を受けるおそれがある外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1546 728 1762 1079"> <p>③(3)a.(b)②(4)発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物体その他の人に危害を及ぼす物体を損傷するおそれがある物体の持込み(郵便物等による発電用所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為(サイバーストロを含む。)を防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて不正アクセス行為(サイバーストロを含む。)を受けるおそれがある外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>これらの対策については、核物質防護規定に定める管理する。</p> </td> <td data-bbox="1546 483 1762 728"> <p>設計及び工事の計画の(3)a.(b)②(4)は、設置変更許可申請書(本文)の(3)a.(b)②(4)と同義であり整合している。</p> </td> <td data-bbox="1546 365 1762 483"></td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>(b) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>①(3)a.(b)①(4)発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域の区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、監視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施設管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不正な接続を防止する設計とする。</p>	<p>1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止</p> <p>(1) 設計方針</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域の区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、監視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施設管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不正な接続を防止する設計とする。</p>	<p>【原子炉冷却系設備】(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>6.2 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>①(3)a.(b)①(4)発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、監視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施設管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不正な接続を防止する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の(3)a.(b)①(4)は、設置変更許可申請書(本文)の(3)a.(b)①(4)と同義であり整合している。</p>		<p>(3)a.(b)②(4)発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物体その他の人に危害を及ぼす物体を損傷するおそれがある物体の持込み(郵便物等による発電用所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為(サイバーストロを含む。)を防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて不正アクセス行為(サイバーストロを含む。)を受けるおそれがある外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p>	<p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物体その他の人に危害を及ぼす物体を損傷するおそれがある物体の持込み(郵便物等による発電用所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為(サイバーストロを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて不正アクセス行為(サイバーストロを含む。)を受けるおそれがある外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p>	<p>③(3)a.(b)②(4)発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物体その他の人に危害を及ぼす物体を損傷するおそれがある物体の持込み(郵便物等による発電用所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為(サイバーストロを含む。)を防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて不正アクセス行為(サイバーストロを含む。)を受けるおそれがある外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>これらの対策については、核物質防護規定に定める管理する。</p>	<p>設計及び工事の計画の(3)a.(b)②(4)は、設置変更許可申請書(本文)の(3)a.(b)②(4)と同義であり整合している。</p>		<p>技術基準規則等への適合性確認結果を反映</p>
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考													
<p>(b) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>①(3)a.(b)①(4)発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域の区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、監視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施設管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不正な接続を防止する設計とする。</p>	<p>1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止</p> <p>(1) 設計方針</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域の区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、監視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施設管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不正な接続を防止する設計とする。</p>	<p>【原子炉冷却系設備】(基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>6.2 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>①(3)a.(b)①(4)発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、監視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施設管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不正な接続を防止する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の(3)a.(b)①(4)は、設置変更許可申請書(本文)の(3)a.(b)①(4)と同義であり整合している。</p>														
<p>(3)a.(b)②(4)発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物体その他の人に危害を及ぼす物体を損傷するおそれがある物体の持込み(郵便物等による発電用所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為(サイバーストロを含む。)を防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて不正アクセス行為(サイバーストロを含む。)を受けるおそれがある外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p>	<p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物体その他の人に危害を及ぼす物体を損傷するおそれがある物体の持込み(郵便物等による発電用所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為(サイバーストロを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて不正アクセス行為(サイバーストロを含む。)を受けるおそれがある外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p>	<p>③(3)a.(b)②(4)発電用原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物体その他の人に危害を及ぼす物体を損傷するおそれがある物体の持込み(郵便物等による発電用所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。)を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為(サイバーストロを含む。)を防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて不正アクセス行為(サイバーストロを含む。)を受けるおそれがある外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>これらの対策については、核物質防護規定に定める管理する。</p>	<p>設計及び工事の計画の(3)a.(b)②(4)は、設置変更許可申請書(本文)の(3)a.(b)②(4)と同義であり整合している。</p>														

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2023年 4月 7日申請)	変更後	変更理由																
<p style="text-align: center;">N2 表 ① V-1-1-1 R0</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">設置変更許可申請書(本文)</th> <th style="width: 33%;">設置変更許可申請書(添付書類Ⅷ) 該当事項</th> <th style="width: 33%;">整合性</th> <th style="width: 33%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に關する規則の解釈。」に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p>(e-3) 火災の感知及び消火 火災の感知及び消火については、<u>火災2</u>保安機能を有する構造物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「(ロ)(3)(イ) a. (c-2-3) 自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、設けられた火災区域及び火災区画に設置された火災2保安機能を有する構造物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p> </td> <td> <p>設置変更許可申請書(添付書類Ⅷ) 該当事項 なお、耐震については「<u>東海第二発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に關する規則第四条</u>」に示す要求を満足するように、「東海第二発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に關する規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p>1.5.1.3 火災の感知及び消火に係る設計方針 火災の感知及び消火については、保安機能を有する構造物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。具体的な設計を「1.5.1.3.1 火災感知設備」から「1.5.1.3.4 耐火設備の破壊、漏洩作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。</p> <p>このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持でき、かつ、保安機能を有する構造物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とすることを「1.5.1.3.3 自然現象の考慮」に示す。</p> </td> <td> <p>h.(c)(c-2-3)-②と同一であり整合している。</p> </td> <td> <p>設計及び工事の計画 該当事項 月19日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。 <中略></p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護により、火災発生防止を講ずる設計とし、電巻(風(台風))から、電巻防護対策設備の設置、回線及び常設代替高圧電源装置の燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策等により、火災の発生防止を講ずる設計とする。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災2保安防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の感知及び消火の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「1.(D)c. 自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置された火災2保安防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備 (a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画(DBトンネル、S&Tンネル及び)の火災感知設備の設計 <中略></p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は、-20℃以下まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する。屋外に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより機能及び性能を回復する設計とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類Ⅷ) 該当事項	整合性	備考	<p>用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に關する規則の解釈。」に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p>(e-3) 火災の感知及び消火 火災の感知及び消火については、<u>火災2</u>保安機能を有する構造物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「(ロ)(3)(イ) a. (c-2-3) 自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、設けられた火災区域及び火災区画に設置された火災2保安機能を有する構造物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書(添付書類Ⅷ) 該当事項 なお、耐震については「<u>東海第二発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に關する規則第四条</u>」に示す要求を満足するように、「東海第二発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に關する規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p>1.5.1.3 火災の感知及び消火に係る設計方針 火災の感知及び消火については、保安機能を有する構造物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。具体的な設計を「1.5.1.3.1 火災感知設備」から「1.5.1.3.4 耐火設備の破壊、漏洩作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。</p> <p>このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持でき、かつ、保安機能を有する構造物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とすることを「1.5.1.3.3 自然現象の考慮」に示す。</p>	<p>h.(c)(c-2-3)-②と同一であり整合している。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項 月19日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。 <中略></p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護により、火災発生防止を講ずる設計とし、電巻(風(台風))から、電巻防護対策設備の設置、回線及び常設代替高圧電源装置の燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策等により、火災の発生防止を講ずる設計とする。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災2保安防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の感知及び消火の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「1.(D)c. 自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置された火災2保安防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備 (a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画(DBトンネル、S&Tンネル及び)の火災感知設備の設計 <中略></p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は、-20℃以下まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する。屋外に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより機能及び性能を回復する設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">N2 表 ① V-1-1-1 R1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">設置変更許可申請書(本文)</th> <th style="width: 33%;">設置変更許可申請書(添付書類Ⅷ) 該当事項</th> <th style="width: 33%;">整合性</th> <th style="width: 33%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に關する規則の解釈。」に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p>(e-3) 火災の感知及び消火 火災の感知及び消火については、<u>火災2</u>保安機能を有する構造物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「(ロ)(3)(イ) a. (c-2-3) 自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、設けられた火災区域及び火災区画に設置された火災2保安機能を有する構造物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p> </td> <td> <p>設置変更許可申請書(添付書類Ⅷ) 該当事項 なお、耐震については「<u>東海第二発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に關する規則第四条</u>」に示す要求を満足するように、「東海第二発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に關する規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p>1.5.1.3 火災の感知及び消火に係る設計方針 火災の感知及び消火については、保安機能を有する構造物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。具体的な設計を「1.5.1.3.1 火災感知設備」から「1.5.1.3.4 耐火設備の破壊、漏洩作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。</p> <p>このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持でき、かつ、保安機能を有する構造物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とすることを「1.5.1.3.3 自然現象の考慮」に示す。</p> </td> <td> <p>h.(c)(c-2-3)-②と同一であり整合している。</p> </td> <td> <p>設計及び工事の計画 該当事項 月19日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。 <中略></p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護により、火災発生防止を講ずる設計とし、電巻(風(台風))から、電巻防護対策設備の設置、回線及び常設代替高圧電源装置の燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策等により、火災の発生防止を講ずる設計とする。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災2保安防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の感知及び消火の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「1.(D)c. 自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置された火災2保安防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備 (a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画(原子力規制委員会の「原子力規制委員会の審判手続(原子力規制委員会)」の「保安設備(保安設備)の設計」)の「保安設備(保安設備)の設計」に「DBトンネル、S&Tンネル、常設代替高圧電源装置の燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策等により、火災の発生防止を講ずる設計とする。」の火災感知設備の設計 <中略></p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は、-20℃以下まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する。屋外に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより機能及び性能を回復する設計とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類Ⅷ) 該当事項	整合性	備考	<p>用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に關する規則の解釈。」に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p>(e-3) 火災の感知及び消火 火災の感知及び消火については、<u>火災2</u>保安機能を有する構造物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「(ロ)(3)(イ) a. (c-2-3) 自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、設けられた火災区域及び火災区画に設置された火災2保安機能を有する構造物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書(添付書類Ⅷ) 該当事項 なお、耐震については「<u>東海第二発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に關する規則第四条</u>」に示す要求を満足するように、「東海第二発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に關する規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p>1.5.1.3 火災の感知及び消火に係る設計方針 火災の感知及び消火については、保安機能を有する構造物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。具体的な設計を「1.5.1.3.1 火災感知設備」から「1.5.1.3.4 耐火設備の破壊、漏洩作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。</p> <p>このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持でき、かつ、保安機能を有する構造物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とすることを「1.5.1.3.3 自然現象の考慮」に示す。</p>	<p>h.(c)(c-2-3)-②と同一であり整合している。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項 月19日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。 <中略></p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護により、火災発生防止を講ずる設計とし、電巻(風(台風))から、電巻防護対策設備の設置、回線及び常設代替高圧電源装置の燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策等により、火災の発生防止を講ずる設計とする。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災2保安防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の感知及び消火の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「1.(D)c. 自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置された火災2保安防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備 (a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画(原子力規制委員会の「原子力規制委員会の審判手続(原子力規制委員会)」の「保安設備(保安設備)の設計」)の「保安設備(保安設備)の設計」に「DBトンネル、S&Tンネル、常設代替高圧電源装置の燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策等により、火災の発生防止を講ずる設計とする。」の火災感知設備の設計 <中略></p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は、-20℃以下まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する。屋外に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより機能及び性能を回復する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (申請範囲の見直しに伴う適正化)</p> <p>記載の適正化 (火災防護審査基準改正内容を踏まえた記載の適正化)</p>
設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類Ⅷ) 該当事項	整合性	備考															
<p>用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に關する規則の解釈。」に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p>(e-3) 火災の感知及び消火 火災の感知及び消火については、<u>火災2</u>保安機能を有する構造物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「(ロ)(3)(イ) a. (c-2-3) 自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、設けられた火災区域及び火災区画に設置された火災2保安機能を有する構造物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書(添付書類Ⅷ) 該当事項 なお、耐震については「<u>東海第二発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に關する規則第四条</u>」に示す要求を満足するように、「東海第二発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に關する規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p>1.5.1.3 火災の感知及び消火に係る設計方針 火災の感知及び消火については、保安機能を有する構造物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。具体的な設計を「1.5.1.3.1 火災感知設備」から「1.5.1.3.4 耐火設備の破壊、漏洩作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。</p> <p>このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持でき、かつ、保安機能を有する構造物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とすることを「1.5.1.3.3 自然現象の考慮」に示す。</p>	<p>h.(c)(c-2-3)-②と同一であり整合している。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項 月19日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。 <中略></p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護により、火災発生防止を講ずる設計とし、電巻(風(台風))から、電巻防護対策設備の設置、回線及び常設代替高圧電源装置の燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策等により、火災の発生防止を講ずる設計とする。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災2保安防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の感知及び消火の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「1.(D)c. 自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置された火災2保安防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備 (a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画(DBトンネル、S&Tンネル及び)の火災感知設備の設計 <中略></p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は、-20℃以下まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する。屋外に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより機能及び性能を回復する設計とする。</p>															
設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類Ⅷ) 該当事項	整合性	備考															
<p>用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に關する規則の解釈。」に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p>(e-3) 火災の感知及び消火 火災の感知及び消火については、<u>火災2</u>保安機能を有する構造物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「(ロ)(3)(イ) a. (c-2-3) 自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、設けられた火災区域及び火災区画に設置された火災2保安機能を有する構造物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書(添付書類Ⅷ) 該当事項 なお、耐震については「<u>東海第二発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に關する規則第四条</u>」に示す要求を満足するように、「東海第二発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に關する規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。</p> <p>1.5.1.3 火災の感知及び消火に係る設計方針 火災の感知及び消火については、保安機能を有する構造物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。具体的な設計を「1.5.1.3.1 火災感知設備」から「1.5.1.3.4 耐火設備の破壊、漏洩作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。</p> <p>このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持でき、かつ、保安機能を有する構造物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とすることを「1.5.1.3.3 自然現象の考慮」に示す。</p>	<p>h.(c)(c-2-3)-②と同一であり整合している。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項 月19日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。 <中略></p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護により、火災発生防止を講ずる設計とし、電巻(風(台風))から、電巻防護対策設備の設置、回線及び常設代替高圧電源装置の燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策等により、火災の発生防止を講ずる設計とする。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災2保安防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の感知及び消火の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「1.(D)c. 自然現象による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置された火災2保安防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備 (a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画(原子力規制委員会の「原子力規制委員会の審判手続(原子力規制委員会)」の「保安設備(保安設備)の設計」)の「保安設備(保安設備)の設計」に「DBトンネル、S&Tンネル、常設代替高圧電源装置の燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策等により、火災の発生防止を講ずる設計とする。」の火災感知設備の設計 <中略></p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は、-20℃以下まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する。屋外に設置する火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより機能及び性能を回復する設計とする。</p>															

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2023年 4月 7日申請)	変更後	変更理由																				
<p style="text-align: center;">NT2 表① V-1-1-1-R0</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項</th> <th style="width: 30%;">設計及び工事計画 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>また、消火設備は、破損、誤作動又は設置操作が起きた場合に、原子炉を安全に停止させるための機能を有する。 (1) a. (c) (c-3) ①損なわれない設計とする。</p> </td> <td> <p>また、消火設備は、破損、誤作動又は設置操作が起きた場合に、原子炉の高圧停止及び低圧停止を達成し、維持するための機能を損なわれない設計とすること。を、1.3.4 消火設備の破損、誤作動又は設置操作による安全機能への影響、に示す。</p> </td> <td> <p>b. 消火設備 (f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ、凍結防止対策 屋外消火設備の配管は、保温材により配管内部の水が凍結しない設計とする。 屋外消火栓は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。 ロ、風水害対策 消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ、屋内消火用水ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動屋内消火ポンプ、ハログゲン化物自動消火設備 (全廠)、ハログゲン化物自動消火設備 (局所) 及び二酸化炭素自動消火設備 (全廠) は、風水害により性能が著しく阻害されることがないよう、建屋内に設置する設計とする。 ハ、地震変化対策 地震時における地震変化対策として、水消火配管のレイアウト、配管支持長さからフレキシビリティを考慮した配置とすることで、地震変化による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。さらに、屋外消火配管が破断した場合でも移動式消火設備を用いて屋内消火栓へ消火用水の供給ができるよう、建屋に給水接続口を設置する設計とする。 (2) 火災の感知及び消火 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 b. 消火設備 (1) a. (c) (c-3) ① 設計及び工事計画の F (3) (1) a. (c) (c-3) ②は、設置変更許可申請書 (本文) の F (3) (1) a. (c) (c-3) ①を含んでおり整合している。</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">p-19</p>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考	<p>また、消火設備は、破損、誤作動又は設置操作が起きた場合に、原子炉を安全に停止させるための機能を有する。 (1) a. (c) (c-3) ①損なわれない設計とする。</p>	<p>また、消火設備は、破損、誤作動又は設置操作が起きた場合に、原子炉の高圧停止及び低圧停止を達成し、維持するための機能を損なわれない設計とすること。を、1.3.4 消火設備の破損、誤作動又は設置操作による安全機能への影響、に示す。</p>	<p>b. 消火設備 (f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ、凍結防止対策 屋外消火設備の配管は、保温材により配管内部の水が凍結しない設計とする。 屋外消火栓は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。 ロ、風水害対策 消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ、屋内消火用水ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動屋内消火ポンプ、ハログゲン化物自動消火設備 (全廠)、ハログゲン化物自動消火設備 (局所) 及び二酸化炭素自動消火設備 (全廠) は、風水害により性能が著しく阻害されることがないよう、建屋内に設置する設計とする。 ハ、地震変化対策 地震時における地震変化対策として、水消火配管のレイアウト、配管支持長さからフレキシビリティを考慮した配置とすることで、地震変化による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。さらに、屋外消火配管が破断した場合でも移動式消火設備を用いて屋内消火栓へ消火用水の供給ができるよう、建屋に給水接続口を設置する設計とする。 (2) 火災の感知及び消火 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 b. 消火設備 (1) a. (c) (c-3) ① 設計及び工事計画の F (3) (1) a. (c) (c-3) ②は、設置変更許可申請書 (本文) の F (3) (1) a. (c) (c-3) ①を含んでおり整合している。</p>			<p style="text-align: center;">NT2 表① V-1-1-1-R1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項</th> <th style="width: 30%;">設計及び工事計画 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>設備を設置する設計とする。 屋外置設の火災区域又は火災区域の火災感知設備は、火災感知等の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより機能及び性能を復旧する設計とする。 <中略> (b) 上記 (a) 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 <中略> 火災区域又は火災区域の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。 <中略> b. 消火設備 (f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ、凍結防止対策 屋外消火設備の配管は、保温材により配管内部の水が凍結しない設計とする。 屋外消火栓は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。 ロ、風水害対策 消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ、屋内消火用水ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動屋内消火ポンプ、ハログゲン化物自動消火設備 (全廠)、ハログゲン化物自動消火設備 (局所) 及び二酸化炭素自動消火設備 (全廠) は、風水害により性能が著しく阻害されることがないよう、建屋内に設置する設計とする。 ハ、地震変化対策 地震時における地震変化対策として、水消火配管のレイアウト、配管支持長さからフレキシビリティを考慮した配置とすることで、地震変化による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。さらに、屋外消火配管が破断した場合でも移動式消火設備を用いて屋内消火栓へ消火用水の供給ができるよう、建屋に給水接続口を設置する設計とする。 (2) 火災の感知及び消火 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">p-22</p>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考			<p>設備を設置する設計とする。 屋外置設の火災区域又は火災区域の火災感知設備は、火災感知等の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより機能及び性能を復旧する設計とする。 <中略> (b) 上記 (a) 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 <中略> 火災区域又は火災区域の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。 <中略> b. 消火設備 (f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ、凍結防止対策 屋外消火設備の配管は、保温材により配管内部の水が凍結しない設計とする。 屋外消火栓は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。 ロ、風水害対策 消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ、屋内消火用水ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動屋内消火ポンプ、ハログゲン化物自動消火設備 (全廠)、ハログゲン化物自動消火設備 (局所) 及び二酸化炭素自動消火設備 (全廠) は、風水害により性能が著しく阻害されることがないよう、建屋内に設置する設計とする。 ハ、地震変化対策 地震時における地震変化対策として、水消火配管のレイアウト、配管支持長さからフレキシビリティを考慮した配置とすることで、地震変化による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。さらに、屋外消火配管が破断した場合でも移動式消火設備を用いて屋内消火栓へ消火用水の供給ができるよう、建屋に給水接続口を設置する設計とする。 (2) 火災の感知及び消火 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p>			<p style="text-align: center;">記載の適正化 (申請範囲の見直しに伴う適正化)</p>
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>また、消火設備は、破損、誤作動又は設置操作が起きた場合に、原子炉を安全に停止させるための機能を有する。 (1) a. (c) (c-3) ①損なわれない設計とする。</p>	<p>また、消火設備は、破損、誤作動又は設置操作が起きた場合に、原子炉の高圧停止及び低圧停止を達成し、維持するための機能を損なわれない設計とすること。を、1.3.4 消火設備の破損、誤作動又は設置操作による安全機能への影響、に示す。</p>	<p>b. 消火設備 (f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ、凍結防止対策 屋外消火設備の配管は、保温材により配管内部の水が凍結しない設計とする。 屋外消火栓は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。 ロ、風水害対策 消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ、屋内消火用水ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動屋内消火ポンプ、ハログゲン化物自動消火設備 (全廠)、ハログゲン化物自動消火設備 (局所) 及び二酸化炭素自動消火設備 (全廠) は、風水害により性能が著しく阻害されることがないよう、建屋内に設置する設計とする。 ハ、地震変化対策 地震時における地震変化対策として、水消火配管のレイアウト、配管支持長さからフレキシビリティを考慮した配置とすることで、地震変化による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。さらに、屋外消火配管が破断した場合でも移動式消火設備を用いて屋内消火栓へ消火用水の供給ができるよう、建屋に給水接続口を設置する設計とする。 (2) 火災の感知及び消火 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対し、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 b. 消火設備 (1) a. (c) (c-3) ① 設計及び工事計画の F (3) (1) a. (c) (c-3) ②は、設置変更許可申請書 (本文) の F (3) (1) a. (c) (c-3) ①を含んでおり整合している。</p>																				
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事計画 該当事項	整合性	備考																		
		<p>設備を設置する設計とする。 屋外置設の火災区域又は火災区域の火災感知設備は、火災感知等の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより機能及び性能を復旧する設計とする。 <中略> (b) 上記 (a) 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知設備の設計 <中略> 火災区域又は火災区域の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。 <中略> b. 消火設備 (f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ、凍結防止対策 屋外消火設備の配管は、保温材により配管内部の水が凍結しない設計とする。 屋外消火栓は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。 ロ、風水害対策 消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ、屋内消火用水ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動屋内消火ポンプ、ハログゲン化物自動消火設備 (全廠)、ハログゲン化物自動消火設備 (局所) 及び二酸化炭素自動消火設備 (全廠) は、風水害により性能が著しく阻害されることがないよう、建屋内に設置する設計とする。 ハ、地震変化対策 地震時における地震変化対策として、水消火配管のレイアウト、配管支持長さからフレキシビリティを考慮した配置とすることで、地震変化による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。さらに、屋外消火配管が破断した場合でも移動式消火設備を用いて屋内消火栓へ消火用水の供給ができるよう、建屋に給水接続口を設置する設計とする。 (2) 火災の感知及び消火 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p>																				

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2023年 4月 7日申請)	変更後	変更理由																				
<p style="text-align: center;">変更前 (2023年 4月 7日申請)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</th> <th style="width: 30%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(c-3-1) 火災感知設備</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して(3)(1)a.(c)(c-3-1)①型式を決定し、固有の信号を発生する異なる種類を組み合わせて設置する設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>1.5.1.3.1 火災感知設備</p> <p>(2) 固有の信号を発生する異なる火災感知器の設置</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、「1.5.1.3.1(1) 火災感知器の燃焼条件等の考慮」の燃焼条件等を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の安全機能を有する構築物、系統及び機器の種類に応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所及び屋外等は、非アナログ式も含めた組み合わせで設置する設計とする。</p> <p>炎感知器は非アナログ式であるが、炎が検出される赤外線又は赤外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知が可能である。</p> <p>ここで、アナログ式とは「平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ、火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇)を検知することができる」ものと定義し、非アナログ式とは「平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視することができないが、火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇等)を把握することができる」ものと定義する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(4) 火災感知設備の電源確保</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>よる安全機能及び重大事故等に対処する機能への影響については、浸水防護設備の基本設計方針にて確認する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>(a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等に対処設備を設ける火災区域又は火災区画 (DBトンネル、SATOンネル及び) の火災感知設備の設計</p> <p>火災感知設備の火災感知器 (一部「東海、東海第二発電所」において) は、火災区域又は火災区画における燃焼条件、取付高さ、温度、湿度、空気流速等の燃焼条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等に対処設備の(3)(1)a.(c)(c-3-1)①種類に応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所及び屋外等は、燃焼条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器 (赤外線方式)、非アナログ式の防煙熱感知器、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器 (赤外線方式)、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の熱感知器も含めた組み合わせで設置する設計とする。</p> <p>火災感知器については、消防法施行規則第23条第4項に準じ、火災感知器と同等の機能を有する機器については、火災感知器と同様の火災区域内の火災感知器の検知性能及び火災感知設備の感知器及び送信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。</p> <p>また、火災感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した設置方法についても適用する設計とする。</p> <p>非アナログ式の火災感知器は、燃焼条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器 (赤外線方式) は、監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等に対処設備を設ける火災区域又は火災区画 (DBトンネル、SATOンネル及び) の火災感知設備の設計</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>設計及び工事の計画の(3)(1)a.(c)(c-3-1)①は、設置変更許可申請書 (本文) の(3)(1)a.(c)(c-3-1)①と同一であり整合している。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>(c-3-1) 火災感知設備</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して(3)(1)a.(c)(c-3-1)①型式を決定し、固有の信号を発生する異なる種類を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>1.5.1.3.1 火災感知設備</p> <p>(2) 固有の信号を発生する異なる火災感知器の設置</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、「1.5.1.3.1(1) 火災感知器の燃焼条件等の考慮」の燃焼条件等を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の安全機能を有する構築物、系統及び機器の種類に応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所及び屋外等は、非アナログ式も含めた組み合わせで設置する設計とする。</p> <p>炎感知器は非アナログ式であるが、炎が検出される赤外線又は赤外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知が可能である。</p> <p>ここで、アナログ式とは「平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ、火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇)を検知することができる」ものと定義し、非アナログ式とは「平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視することができないが、火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇等)を把握することができる」ものと定義する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(4) 火災感知設備の電源確保</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>よる安全機能及び重大事故等に対処する機能への影響については、浸水防護設備の基本設計方針にて確認する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>(a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等に対処設備を設ける火災区域又は火災区画 (DBトンネル、SATOンネル及び) の火災感知設備の設計</p> <p>火災感知設備の火災感知器 (一部「東海、東海第二発電所」において) は、火災区域又は火災区画における燃焼条件、取付高さ、温度、湿度、空気流速等の燃焼条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等に対処設備の(3)(1)a.(c)(c-3-1)①種類に応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所及び屋外等は、燃焼条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器 (赤外線方式)、非アナログ式の防煙熱感知器、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器 (赤外線方式)、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の熱感知器も含めた組み合わせで設置する設計とする。</p> <p>火災感知器については、消防法施行規則第23条第4項に準じ、火災感知器と同等の機能を有する機器については、火災感知器と同様の火災区域内の火災感知器の検知性能及び火災感知設備の感知器及び送信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。</p> <p>また、火災感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した設置方法についても適用する設計とする。</p> <p>非アナログ式の火災感知器は、燃焼条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器 (赤外線方式) は、監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等に対処設備を設ける火災区域又は火災区画 (DBトンネル、SATOンネル及び) の火災感知設備の設計</p>	<p>設計及び工事の計画の(3)(1)a.(c)(c-3-1)①は、設置変更許可申請書 (本文) の(3)(1)a.(c)(c-3-1)①と同一であり整合している。</p>		<p style="text-align: center;">変更後</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</th> <th style="width: 30%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(c-3-1) 火災感知設備</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して(3)(1)a.(c)(c-3-1)①型式を決定し、固有の信号を発生する異なる種類を組み合わせて設置する設計とする。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>1.5.1.3.1 火災感知設備</p> <p>(2) 固有の信号を発生する異なる火災感知器の設置</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、「1.5.1.3.1(1) 火災感知器の燃焼条件等の考慮」の燃焼条件等を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の安全機能を有する構築物、系統及び機器の種類に応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所及び屋外等は、非アナログ式も含めた組み合わせで設置する設計とする。</p> <p>炎感知器は非アナログ式であるが、炎が検出される赤外線又は赤外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知が可能である。</p> <p>ここで、アナログ式とは「平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ、火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇)を検知することができる」ものと定義し、非アナログ式とは「平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視することができないが、火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇等)を把握することができる」ものと定義する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(4) 火災感知設備の電源確保</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>よる安全機能及び重大事故等に対処する機能への影響については、浸水防護設備の基本設計方針にて確認する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>(a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等に対処設備を設ける火災区域又は火災区画 (DBトンネル、SATOンネル及び) の火災感知設備の設計</p> <p>火災感知設備の火災感知器 (一部「東海、東海第二発電所」において) は、火災区域又は火災区画における燃焼条件、取付高さ、温度、湿度、空気流速等の燃焼条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等に対処設備の(3)(1)a.(c)(c-3-1)①種類に応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所及び屋外等は、燃焼条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器 (赤外線方式)、非アナログ式の防煙熱感知器、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器 (赤外線方式) は、監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等に対処設備を設ける火災区域又は火災区画 (DBトンネル、SATOンネル及び) の火災感知設備の設計</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>設計及び工事の計画の(3)(1)a.(c)(c-3-1)①は、設置変更許可申請書 (本文) の(3)(1)a.(c)(c-3-1)①と同一であり整合している。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>(c-3-1) 火災感知設備</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して(3)(1)a.(c)(c-3-1)①型式を決定し、固有の信号を発生する異なる種類を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>1.5.1.3.1 火災感知設備</p> <p>(2) 固有の信号を発生する異なる火災感知器の設置</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、「1.5.1.3.1(1) 火災感知器の燃焼条件等の考慮」の燃焼条件等を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の安全機能を有する構築物、系統及び機器の種類に応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所及び屋外等は、非アナログ式も含めた組み合わせで設置する設計とする。</p> <p>炎感知器は非アナログ式であるが、炎が検出される赤外線又は赤外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知が可能である。</p> <p>ここで、アナログ式とは「平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ、火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇)を検知することができる」ものと定義し、非アナログ式とは「平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視することができないが、火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇等)を把握することができる」ものと定義する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(4) 火災感知設備の電源確保</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>よる安全機能及び重大事故等に対処する機能への影響については、浸水防護設備の基本設計方針にて確認する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>(a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等に対処設備を設ける火災区域又は火災区画 (DBトンネル、SATOンネル及び) の火災感知設備の設計</p> <p>火災感知設備の火災感知器 (一部「東海、東海第二発電所」において) は、火災区域又は火災区画における燃焼条件、取付高さ、温度、湿度、空気流速等の燃焼条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等に対処設備の(3)(1)a.(c)(c-3-1)①種類に応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所及び屋外等は、燃焼条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器 (赤外線方式)、非アナログ式の防煙熱感知器、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器 (赤外線方式) は、監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等に対処設備を設ける火災区域又は火災区画 (DBトンネル、SATOンネル及び) の火災感知設備の設計</p>	<p>設計及び工事の計画の(3)(1)a.(c)(c-3-1)①は、設置変更許可申請書 (本文) の(3)(1)a.(c)(c-3-1)①と同一であり整合している。</p>		<p style="text-align: center;">変更理由</p> <p>記載の適正化 (申請範囲の見直しに伴う適正化)</p> <p>記載の適正化 (火災防護審査基準改正内容を踏まえた記載の適正化)</p>
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>(c-3-1) 火災感知設備</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して(3)(1)a.(c)(c-3-1)①型式を決定し、固有の信号を発生する異なる種類を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>1.5.1.3.1 火災感知設備</p> <p>(2) 固有の信号を発生する異なる火災感知器の設置</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、「1.5.1.3.1(1) 火災感知器の燃焼条件等の考慮」の燃焼条件等を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の安全機能を有する構築物、系統及び機器の種類に応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所及び屋外等は、非アナログ式も含めた組み合わせで設置する設計とする。</p> <p>炎感知器は非アナログ式であるが、炎が検出される赤外線又は赤外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知が可能である。</p> <p>ここで、アナログ式とは「平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ、火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇)を検知することができる」ものと定義し、非アナログ式とは「平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視することができないが、火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇等)を把握することができる」ものと定義する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(4) 火災感知設備の電源確保</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>よる安全機能及び重大事故等に対処する機能への影響については、浸水防護設備の基本設計方針にて確認する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>(a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等に対処設備を設ける火災区域又は火災区画 (DBトンネル、SATOンネル及び) の火災感知設備の設計</p> <p>火災感知設備の火災感知器 (一部「東海、東海第二発電所」において) は、火災区域又は火災区画における燃焼条件、取付高さ、温度、湿度、空気流速等の燃焼条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等に対処設備の(3)(1)a.(c)(c-3-1)①種類に応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所及び屋外等は、燃焼条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器 (赤外線方式)、非アナログ式の防煙熱感知器、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器 (赤外線方式)、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の熱感知器も含めた組み合わせで設置する設計とする。</p> <p>火災感知器については、消防法施行規則第23条第4項に準じ、火災感知器と同等の機能を有する機器については、火災感知器と同様の火災区域内の火災感知器の検知性能及び火災感知設備の感知器及び送信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。</p> <p>また、火災感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した設置方法についても適用する設計とする。</p> <p>非アナログ式の火災感知器は、燃焼条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナログ式の屋外仕様の炎感知器 (赤外線方式) は、監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等に対処設備を設ける火災区域又は火災区画 (DBトンネル、SATOンネル及び) の火災感知設備の設計</p>	<p>設計及び工事の計画の(3)(1)a.(c)(c-3-1)①は、設置変更許可申請書 (本文) の(3)(1)a.(c)(c-3-1)①と同一であり整合している。</p>																			
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>(c-3-1) 火災感知設備</p> <p>火災感知器は、燃焼条件や火災の性質を考慮して(3)(1)a.(c)(c-3-1)①型式を決定し、固有の信号を発生する異なる種類を組み合わせて設置する設計とする。</p>	<p>1.5.1.3.1 火災感知設備</p> <p>(2) 固有の信号を発生する異なる火災感知器の設置</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、「1.5.1.3.1(1) 火災感知器の燃焼条件等の考慮」の燃焼条件等を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の安全機能を有する構築物、系統及び機器の種類に応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所及び屋外等は、非アナログ式も含めた組み合わせで設置する設計とする。</p> <p>炎感知器は非アナログ式であるが、炎が検出される赤外線又は赤外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知が可能である。</p> <p>ここで、アナログ式とは「平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ、火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇)を検知することができる」ものと定義し、非アナログ式とは「平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視することができないが、火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇等)を把握することができる」ものと定義する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(4) 火災感知設備の電源確保</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>よる安全機能及び重大事故等に対処する機能への影響については、浸水防護設備の基本設計方針にて確認する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(2) 火災の感知及び消火</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>(a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等に対処設備を設ける火災区域又は火災区画 (DBトンネル、SATOンネル及び) の火災感知設備の設計</p> <p>火災感知設備の火災感知器 (一部「東海、東海第二発電所」において) は、火災区域又は火災区画における燃焼条件、取付高さ、温度、湿度、空気流速等の燃焼条件、予想される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等に対処設備の(3)(1)a.(c)(c-3-1)①種類に応じ、火災を早期に感知できるように、固有の信号を発生するアナログ式の熱感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、発火性又は引火性の雰囲気形成するおそれのある場所及び屋外等は、燃焼条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の炎感知器 (赤外線方式)、非アナログ式の防煙熱感知器、非アナログ式の屋外仕様の炎感知器 (赤外線方式) は、監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等に対処設備を設ける火災区域又は火災区画 (DBトンネル、SATOンネル及び) の火災感知設備の設計</p>	<p>設計及び工事の計画の(3)(1)a.(c)(c-3-1)①は、設置変更許可申請書 (本文) の(3)(1)a.(c)(c-3-1)①と同一であり整合している。</p>																			

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2023年 4月 7日申請)	変更後	変更理由										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1549 365 1576 1780">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th data-bbox="1576 365 1602 1780">設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</th> <th data-bbox="1602 365 1629 1780">設置及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1629 365 1656 1780">整合性</th> <th data-bbox="1656 365 1682 1780">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1549 1407 1576 1780"></td> <td data-bbox="1576 1407 1602 1780"> <p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項は紫外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知が可能である。ここで、アナログ方式とは「平常時の濃度を監視し、かつ、火災現象 (急激な温度や煙の濃度の上昇) を把握することができる」ものと定義し、非アナログ方式とは「平常時の状況 (温度、煙の濃度) とはできないが、火災現象 (急激な温度や煙の濃度の上昇) を把握することができる」ものと定義する。</p> <p><中略></p> </td> <td data-bbox="1602 1407 1629 1780"> <p>設置及び工事の計画 該当事項は紫外線方式の熱感知カメラ及び非アナログ方式の熱感知器も含めた組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>火災感知器等は誤作動を防止するため、アナログ式の火災感知器を使用する場合は、感知方式の特性及び環境条件 (温度 (場所設備からの影響を含む)、外気の影響) を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。</p> <p>火災感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質及び環境条件 (体空間、放射線の影響) 引火源又は発火性雰囲気形成、屋外環境) を考慮し、火災を早期に感知できる上、上記の方法で選定し、誤作動の防止を確保した火災感知器の中から固有の信号を送る異なる感知方式の火災感知器等を選択する設計とする。</p> <p>単体火災と有炎火災を考慮し、火災を早期に感知できるよう、火災感知器等は煙感知方式を優先し、異なる感知方式として、熱感知方式、炎感知カメラを除く火災感知器等により異なる2種類の組合せが選択できない場合に、熱感知方式である熱感知カメラを選択する設計とする。</p> <p>非感知方式においては、火災感知器を露出設備より優先して選択するものとする。</p> <p>火災感知器については、消防法施行規則第23条第4項に依り、火災感知器と同等の機能を有する機器については、同項において求める火災区域内の火災感知器の信頼性及び火災感知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。</p> <p>また、火災感知器の設置方法については、火災の感知に方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に火災感知器があるときに、一定の範囲を確保として、火災感知器の設置を行わない方法</p> <p>2. 火災感知器の設置面から感知口の空気吹き出し口までの鉛直距離が1m以上あるときに、火災感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に火災感知器を設置する方法</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない屋外設置の火災感知器又は火災区画は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び火源となり得る機器を監視できるように火災感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、壁及び天井に開けられており、室内に準ずる場所から火災を早期に感知できるように火災感知器等を設置する設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1629 1407 1656 1780"></td> <td data-bbox="1656 1407 1682 1780"></td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考		<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項は紫外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知が可能である。ここで、アナログ方式とは「平常時の濃度を監視し、かつ、火災現象 (急激な温度や煙の濃度の上昇) を把握することができる」ものと定義し、非アナログ方式とは「平常時の状況 (温度、煙の濃度) とはできないが、火災現象 (急激な温度や煙の濃度の上昇) を把握することができる」ものと定義する。</p> <p><中略></p>	<p>設置及び工事の計画 該当事項は紫外線方式の熱感知カメラ及び非アナログ方式の熱感知器も含めた組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>火災感知器等は誤作動を防止するため、アナログ式の火災感知器を使用する場合は、感知方式の特性及び環境条件 (温度 (場所設備からの影響を含む)、外気の影響) を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。</p> <p>火災感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質及び環境条件 (体空間、放射線の影響) 引火源又は発火性雰囲気形成、屋外環境) を考慮し、火災を早期に感知できる上、上記の方法で選定し、誤作動の防止を確保した火災感知器の中から固有の信号を送る異なる感知方式の火災感知器等を選択する設計とする。</p> <p>単体火災と有炎火災を考慮し、火災を早期に感知できるよう、火災感知器等は煙感知方式を優先し、異なる感知方式として、熱感知方式、炎感知カメラを除く火災感知器等により異なる2種類の組合せが選択できない場合に、熱感知方式である熱感知カメラを選択する設計とする。</p> <p>非感知方式においては、火災感知器を露出設備より優先して選択するものとする。</p> <p>火災感知器については、消防法施行規則第23条第4項に依り、火災感知器と同等の機能を有する機器については、同項において求める火災区域内の火災感知器の信頼性及び火災感知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。</p> <p>また、火災感知器の設置方法については、火災の感知に方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に火災感知器があるときに、一定の範囲を確保として、火災感知器の設置を行わない方法</p> <p>2. 火災感知器の設置面から感知口の空気吹き出し口までの鉛直距離が1m以上あるときに、火災感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に火災感知器を設置する方法</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない屋外設置の火災感知器又は火災区画は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び火源となり得る機器を監視できるように火災感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、壁及び天井に開けられており、室内に準ずる場所から火災を早期に感知できるように火災感知器等を設置する設計とする。</p>			<p>記載の適正化 (火災防護審査基準改正内容を踏まえた記載の適正化)</p>
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項は紫外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知が可能である。ここで、アナログ方式とは「平常時の濃度を監視し、かつ、火災現象 (急激な温度や煙の濃度の上昇) を把握することができる」ものと定義し、非アナログ方式とは「平常時の状況 (温度、煙の濃度) とはできないが、火災現象 (急激な温度や煙の濃度の上昇) を把握することができる」ものと定義する。</p> <p><中略></p>	<p>設置及び工事の計画 該当事項は紫外線方式の熱感知カメラ及び非アナログ方式の熱感知器も含めた組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>火災感知器等は誤作動を防止するため、アナログ式の火災感知器を使用する場合は、感知方式の特性及び環境条件 (温度 (場所設備からの影響を含む)、外気の影響) を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。</p> <p>火災感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質及び環境条件 (体空間、放射線の影響) 引火源又は発火性雰囲気形成、屋外環境) を考慮し、火災を早期に感知できる上、上記の方法で選定し、誤作動の防止を確保した火災感知器の中から固有の信号を送る異なる感知方式の火災感知器等を選択する設計とする。</p> <p>単体火災と有炎火災を考慮し、火災を早期に感知できるよう、火災感知器等は煙感知方式を優先し、異なる感知方式として、熱感知方式、炎感知カメラを除く火災感知器等により異なる2種類の組合せが選択できない場合に、熱感知方式である熱感知カメラを選択する設計とする。</p> <p>非感知方式においては、火災感知器を露出設備より優先して選択するものとする。</p> <p>火災感知器については、消防法施行規則第23条第4項に依り、火災感知器と同等の機能を有する機器については、同項において求める火災区域内の火災感知器の信頼性及び火災感知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。</p> <p>また、火災感知器の設置方法については、火災の感知に方法についても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に火災感知器があるときに、一定の範囲を確保として、火災感知器の設置を行わない方法</p> <p>2. 火災感知器の設置面から感知口の空気吹き出し口までの鉛直距離が1m以上あるときに、火災感知器と空気吹き出し口との水平距離が1.5mを下回る位置に火災感知器を設置する方法</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない屋外設置の火災感知器又は火災区画は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び火源となり得る機器を監視できるように火災感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、壁及び天井に開けられており、室内に準ずる場所から火災を早期に感知できるように火災感知器等を設置する設計とする。</p>										

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2023年4月7日申請)	変更後	変更理由								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1549 1407 2472 1780">設置変更許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1549 1033 2472 1407">設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項</th> <th data-bbox="1549 367 2472 1033">整合性</th> <th data-bbox="1549 252 2472 367">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1549 1407 2472 1780"></td> <td data-bbox="1549 1033 2472 1407"> <p>上記のとおり、火災区域又は火災区域に隣接条件等を考慮して設計し、異なる感知方式の火災感知器を組み合わせた火災感知器を設置するが、火災により安全機能又は重大事故等対処施設としての機能へ影響を及ぼすおそれがない火災区域又は火災区域に隣接条件を有する火災区域に火災感知器を設置しない設計とする。具体的には、消防法又は建築基準法に基づき火災感知器を設置する設計を全火災感知器を備える設計とする。</p> <p>また、内部が水で満たされたおそれがあり火災が発生するおそれがある火災区域又は火災区域に隣接条件を有する火災区域におおそれがない火災区域又は火災区域に火災感知器を設置しない設計とする。専ら水が溜まる火災感知器を持つおそれがない火災区域又は火災区域に、原則、可燃物を貯蔵するおそれがない火災区域に、原則、可燃物を貯蔵するおそれがない火災区域に火災感知器を設置しないことを確認的に維持するために施設等による管理を有する。これらの運用については、保安規定に定める管理する。</p> <p>＜中略＞</p> <p>(b) 上記(a)項を除く火災区域又は火災区域の火災感知器の設計</p> <p>＜中略＞</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区域に設置する火災感知器、取付面高さ、温度、湿度、空気流量の測定条件、考慮される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区域の火災防護上重要な機器等及び火災防護設備の設置等、固有の信頼性を確保する火災感知器及び非アナログ式の熱感知器の組み合わせを設計する。ただし、火災を早期に感知できるように、固有の信頼性を確保する火災感知器を組み合わせる設計とする。また、火災感知器は、異種条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の火災感知器(赤外線方式)、非アナログ式の防振型熱感知器、非アナログ式の防振型煙感知器を組み合わせる設計とする。</p> <p>非アナログ式の火災感知器は、異種条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> </td> <td data-bbox="1549 367 2472 1033"> <p>設計及び工事の計画の(3)(1)h.(c)(e-3-1)は、設置変更許可申請書(本文)の(3)(1)h.(c)(e-3-1)と整合性がある。</p> </td> <td data-bbox="1549 252 2472 367"></td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	整合性	備考		<p>上記のとおり、火災区域又は火災区域に隣接条件等を考慮して設計し、異なる感知方式の火災感知器を組み合わせた火災感知器を設置するが、火災により安全機能又は重大事故等対処施設としての機能へ影響を及ぼすおそれがない火災区域又は火災区域に隣接条件を有する火災区域に火災感知器を設置しない設計とする。具体的には、消防法又は建築基準法に基づき火災感知器を設置する設計を全火災感知器を備える設計とする。</p> <p>また、内部が水で満たされたおそれがあり火災が発生するおそれがある火災区域又は火災区域に隣接条件を有する火災区域におおそれがない火災区域又は火災区域に火災感知器を設置しない設計とする。専ら水が溜まる火災感知器を持つおそれがない火災区域又は火災区域に、原則、可燃物を貯蔵するおそれがない火災区域に、原則、可燃物を貯蔵するおそれがない火災区域に火災感知器を設置しないことを確認的に維持するために施設等による管理を有する。これらの運用については、保安規定に定める管理する。</p> <p>＜中略＞</p> <p>(b) 上記(a)項を除く火災区域又は火災区域の火災感知器の設計</p> <p>＜中略＞</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区域に設置する火災感知器、取付面高さ、温度、湿度、空気流量の測定条件、考慮される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区域の火災防護上重要な機器等及び火災防護設備の設置等、固有の信頼性を確保する火災感知器及び非アナログ式の熱感知器の組み合わせを設計する。ただし、火災を早期に感知できるように、固有の信頼性を確保する火災感知器を組み合わせる設計とする。また、火災感知器は、異種条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の火災感知器(赤外線方式)、非アナログ式の防振型熱感知器、非アナログ式の防振型煙感知器を組み合わせる設計とする。</p> <p>非アナログ式の火災感知器は、異種条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>設計及び工事の計画の(3)(1)h.(c)(e-3-1)は、設置変更許可申請書(本文)の(3)(1)h.(c)(e-3-1)と整合性がある。</p>		<p>記載の適正化 (火災防護審査基準改正内容を踏まえた記載の適正化)</p> <p>記載の充実 (設計内容の明確化)</p> <p>記載の適正化 (申請範囲の見直しに伴う適正化)</p>
設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	整合性	備考							
	<p>上記のとおり、火災区域又は火災区域に隣接条件等を考慮して設計し、異なる感知方式の火災感知器を組み合わせた火災感知器を設置するが、火災により安全機能又は重大事故等対処施設としての機能へ影響を及ぼすおそれがない火災区域又は火災区域に隣接条件を有する火災区域に火災感知器を設置しない設計とする。具体的には、消防法又は建築基準法に基づき火災感知器を設置する設計を全火災感知器を備える設計とする。</p> <p>また、内部が水で満たされたおそれがあり火災が発生するおそれがある火災区域又は火災区域に隣接条件を有する火災区域におおそれがない火災区域又は火災区域に火災感知器を設置しない設計とする。専ら水が溜まる火災感知器を持つおそれがない火災区域又は火災区域に、原則、可燃物を貯蔵するおそれがない火災区域に、原則、可燃物を貯蔵するおそれがない火災区域に火災感知器を設置しないことを確認的に維持するために施設等による管理を有する。これらの運用については、保安規定に定める管理する。</p> <p>＜中略＞</p> <p>(b) 上記(a)項を除く火災区域又は火災区域の火災感知器の設計</p> <p>＜中略＞</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区域に設置する火災感知器、取付面高さ、温度、湿度、空気流量の測定条件、考慮される火災の性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区域の火災防護上重要な機器等及び火災防護設備の設置等、固有の信頼性を確保する火災感知器及び非アナログ式の熱感知器の組み合わせを設計する。ただし、火災を早期に感知できるように、固有の信頼性を確保する火災感知器を組み合わせる設計とする。また、火災感知器は、異種条件や火災の性質を考慮し、非アナログ式の火災感知器(赤外線方式)、非アナログ式の防振型熱感知器、非アナログ式の防振型煙感知器を組み合わせる設計とする。</p> <p>非アナログ式の火災感知器は、異種条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>設計及び工事の計画の(3)(1)h.(c)(e-3-1)は、設置変更許可申請書(本文)の(3)(1)h.(c)(e-3-1)と整合性がある。</p>								

NT2 表① V-1-1-1 R1

p-25

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2023年 4月 7日申請)	変更後	変更理由
<p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を備え、重源を確保する設計とする。</p> <p>また、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構造物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、外部電源喪失時に蓄電池を備え、重源を確保する設計とする。</p> <p>また、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構造物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に供給する電源は、非常用ディーゼル発電機が接続されている非常用電源より供給する設計とする。</p> <p>中央制御室で常時監視できる設計とする。</p> <p>NT2 表① V-1-1-1-R0</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、外部電源喪失時に蓄電池を確保する設計とする。</p> <p>また、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構造物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に供給する電源は、非常用ディーゼル発電機が接続されている非常用電源より供給する設計とする。</p> <p>(3) 火災受信機 火災感知設備の火災受信機は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>設置及び工事の計画 該当事項</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を備え、重源を確保する設計とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設又は火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用電源、常設代替電源(蓄電池)の火災感知設備又は緊急時対策用発電機からの受電も可能な設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備 (a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設ける火災区域又は火災区画 (DBトネル、S.Aトネル及び) の火災感知設備の設計 <中略></p> <p>火災感知設備のうち火災受信機は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p> <p>屋外の海水ポンプエリアを監視するアナログ式の屋外仕様の熱感度カメラの火災受信機においては、カメラ機能による映像監視(熱センサーグラフィ)により火災発生箇所の特長が可能な設計とする。</p> <p>火災感知器は、自動試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を検出した試験を実施する。</p> <p><中略></p> <p>整合性</p> <p>p-21</p>	<p>記載の適正化 (申請範囲の見直しに伴う適正化)</p>
<p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を備え、重源を確保する設計とする。</p> <p>また、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構造物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、外部電源喪失時に蓄電池を備え、重源を確保する設計とする。</p> <p>また、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構造物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に供給する電源は、非常用ディーゼル発電機が接続されている非常用電源より供給する設計とする。</p> <p>中央制御室で常時監視できる設計とする。</p> <p>NT2 表① V-1-1-1-R1</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</p> <p>安全機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、外部電源喪失時に蓄電池を確保する設計とする。</p> <p>また、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構造物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構造物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に供給する電源は、非常用ディーゼル発電機が接続されている非常用電源より供給する設計とする。</p> <p>(3) 火災受信機 火災感知設備の火災受信機は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>設置及び工事の計画 該当事項</p> <p>(a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画 (原子炉後扉付原機(原機物(処理機))の緊急用電源室(緊急用電源(急))、緊急用電源室(緊急用電源室)、緊急用電源室、緊急用電源室(緊急用電源室)、緊急用電源室、緊急用電源室(緊急用電源室)、緊急用電源室、緊急用電源室(緊急用電源室)、緊急用電源室、緊急用電源室(緊急用電源室))の火災感知設備の設計 <中略></p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を備え、重源を確保する設計とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用電源、常設代替電源(蓄電池)の火災感知設備又は緊急時対策用発電機からの受電も可能な設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備 (a) 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画 (原子炉後扉付原機(原機物(処理機))の緊急用電源室(緊急用電源(急))、緊急用電源室(緊急用電源室)、緊急用電源室、緊急用電源室(緊急用電源室)、緊急用電源室、緊急用電源室(緊急用電源室)、緊急用電源室、緊急用電源室(緊急用電源室))の火災感知設備の設計 <中略></p> <p>火災感知設備のうち火災受信機は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p> <p>屋外の海水ポンプエリアを監視するアナログ式の屋外仕様の熱感度カメラの火災受信機においては、カメラ機能による映像監視(熱センサーグラフィ)により火災発生箇所の特長が可能な設計とする。</p> <p>火災感知器は、自動試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を検出した試験を実施する。</p> <p><中略></p> <p>整合性</p> <p>p-26</p>	<p>記載の適正化 (申請範囲の見直しに伴う適正化)</p>

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2023年 4月 7日申請)	変更後	変更理由
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項 災感知設備の作動状況を監視できる設計とする。 <中略></p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>設計及び工事の計画 該当事項 1. 火災感知設備の作動状況を監視できる設計とする。また、火災受信機は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つつつ特定できる設計とする。 屋外開放の火災区域又は火災区画を監視する¹⁾屋外仕様の熱感知カメラの火災受信機においては、カメラ機能による映像監視 (熱センサーファイ) により火災発生箇所の特定が可能となる。 火災感知器等は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器等は、機能に異常がないことを確認するため、消法施行規則に準じ、同等の火災を模擬した試験を実施する。 <中略></p> <p>(b) 上記 (a) 項を除く火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計 <中略></p> <p>火災感知設備のうち火災受信機は中央制御室に設置する。また、火災受信機は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つつつ特定できる設計とする。 火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。 自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器等は、機能に異常がないことを確認するため、消法施行規則に準じ、同等の火災を模擬した試験を実施する。 <中略></p> </div> </div>	<p>記載の適正化 (申請範囲の見直しに伴う適正化)</p> <p>記載の適正化 (火災防護審査基準改正内容を踏まえた記載の適正化)</p>

NT2 表① V-1-1-1-R1

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2023年 4月 7日申請)	変更後	変更理由
<p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>(d) 溢水による損傷の防止 E(3)(1)a.(d)-①安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合において、E(3)(1)a.(d)-②安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</p> <p>1.6 溢水防護に関する基本方針 設置許可基準規則の要求事項を踏まえ、安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>そのために、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止、及び放射状物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに、使用済燃料プールにおいては、使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能を維持できる設計とする。</p>	<p>技術基準規則等への適合性 確認結果を反映</p>
<p>設計及び工事の計画の「設計基準対象施設」は、設置変更許可申請書(本文)のE(3)(1)a.(d)-①の「安全施設」を指し、E(3)(1)a.(d)-②の「安全施設」を指している。</p>	<p>設計及び工事の計画の「設計基準対象施設」は、設置変更許可申請書(本文)のE(3)(1)a.(d)-②を保守的に記載しており整合している。</p>	<p>整合性</p>
<p>【溢水防護施設】(基本設計方針) 2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 2.1 溢水防護等の基本方針 E(3)(1)a.(d)-①設計基準対象施設が、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、E(3)(1)a.(d)-②その安全性を損なわずに設計とする。</p>	<p>そのために、溢水防護に係る設計中に発電用原子炉施設内で発生が想定される溢水の影響を評価(以下「溢水評価」という)し、運転状態にある場合は発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、原子炉を高温停止及び、引き続き低温停止ことができ、並びに放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに、使用済燃料プールにおいては、使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能を維持できる設計とする。</p> <p>「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」を踏まえ、溢水により発生し得る原子炉外乱及び溢水の原因となり得る原子炉外乱を抽出し、主給水流量喪失、原子炉冷却材喪失等の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の対処に必要な機器に対し、単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。</p> <p>これらの機能を維持するために必要な設備(以下「溢水防護対象設備」という)が発生を想定する溢水、被水及び蒸気の影響を受けて、E(3)(1)a.(d)-③要求される機能を損なうおそれがない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にその安全機能を損なわずに設計)とする。</p> <p>2.2 防護すべき設備の設定 溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類審査指針」という。)における分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構造物、系統及び機器とする。 このことから、溢水防護上必要な機能を有する構造物、系</p>	<p>備考</p>

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2023年 4月 7日申請)	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;"> </p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>備考</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>統及び機器を選定する。</p> <p>具体的には、運転状態にある場合には原子炉を高温度停止、引き続き低温度停止することができ、並びに放射性物質の閉じ込め機能を維持するため、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するため、及び使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要となる、重要度分類審査指針における分類のクラス1、2 に属する構造物、系統及び機器に加え、安全評価上その機能を抑待するクラス3に属する構造物、系統及び機器を抽出する。</p> <p>以上を踏まえ、防護すべき設備のうち海水防護対象設備として、重要度の特に高い安全機能を有する構造物、系統及び機器、並びに、使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な構造物、系統及び機器を選定する。</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">p-29</p>	<p>技術基準規則等への適合性確認結果を反映</p>

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2023年 4月 7日申請)	変更後	変更理由																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1546 359 1567 1791">設置変更許可申請書(本文)</th> <th data-bbox="1546 1083 1567 1791">設置変更許可申請書(添付書類A)該当事項</th> <th data-bbox="1546 726 1567 1791">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th data-bbox="1546 478 1567 1791">整合性</th> <th data-bbox="1546 359 1567 1791">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1546 1440 1875 1791"> <p>(1) 安全避難通路等 発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1546 1083 1875 1440"> <p>1.9 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.9.7 発電用原子炉設置変更許可申請(平成 26年 5月 20日申請)に係る安全設計の方針 1.9.7.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成 25年 6月 19日附定)」に対する適合 第十一條 安全避難通路等 適合のための設計方針 第1項第1号について 発電用原子炉施設の本屋内には避難通路を設ける。また、避難通路には必要に応じて、標識並びに非常灯及び誘導灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。 第1項第2号について 非常灯及び誘導灯は、非常用ディーゼル発電機、蓄電池又は灯具に内蔵した蓄電池により、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1546 726 1875 1440"> <p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」 6. その他 6.3 安全避難通路等 発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、非常用ディーゼル発電機、蓄電池又は灯具に内蔵した蓄電池により電力を供給できる非常灯(一部「東海、東海第二発電所共用」)を設置し、安全に避難できる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1546 478 1875 1440"></td> <td data-bbox="1546 359 1875 1440"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1875 1440 2160 1791"> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、非常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設ける設計とする。直流非常灯は蓄電池(非常用)に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。蓄電池内蔵型照明は常用低圧母線又は非常用低圧母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1875 1083 2160 1440"> <p>第1項第3号について 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用の照明とは別に、非常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。非常用照明は、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室及び中央制御室外原子炉停止装置等に設置する。また、外部電源喪失時にも必要な照明が確保できるように非常用低圧母線に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とする。 直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室及び電気室等に設置する。直流非常灯は、蓄電池(非常用)に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計と対するほか、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時においても重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1875 726 2160 1440"> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる非常用照明として、非常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設ける設計とする。 非常用照明は非常用低圧母線、直流非常灯は蓄電池(非常用)に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。蓄電池内蔵型照明は常用低圧母線又は非常用低圧母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。</p> </td> <td data-bbox="1875 478 2160 1440"></td> <td data-bbox="1875 359 2160 1440"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2160 1440 2475 1791"></td> <td data-bbox="2160 1083 2475 1440"></td> <td data-bbox="2160 726 2475 1440"> <p>直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間、点灯可能な設計とする。 設計基準事故に対処するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能となる設計とする。</p> </td> <td data-bbox="2160 478 2475 1440"></td> <td data-bbox="2160 359 2475 1440"></td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>(1) 安全避難通路等 発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。</p>	<p>1.9 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.9.7 発電用原子炉設置変更許可申請(平成 26年 5月 20日申請)に係る安全設計の方針 1.9.7.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成 25年 6月 19日附定)」に対する適合 第十一條 安全避難通路等 適合のための設計方針 第1項第1号について 発電用原子炉施設の本屋内には避難通路を設ける。また、避難通路には必要に応じて、標識並びに非常灯及び誘導灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。 第1項第2号について 非常灯及び誘導灯は、非常用ディーゼル発電機、蓄電池又は灯具に内蔵した蓄電池により、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」 6. その他 6.3 安全避難通路等 発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、非常用ディーゼル発電機、蓄電池又は灯具に内蔵した蓄電池により電力を供給できる非常灯(一部「東海、東海第二発電所共用」)を設置し、安全に避難できる設計とする。</p>			<p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、非常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設ける設計とする。直流非常灯は蓄電池(非常用)に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。蓄電池内蔵型照明は常用低圧母線又は非常用低圧母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。</p>	<p>第1項第3号について 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用の照明とは別に、非常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。非常用照明は、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室及び中央制御室外原子炉停止装置等に設置する。また、外部電源喪失時にも必要な照明が確保できるように非常用低圧母線に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とする。 直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室及び電気室等に設置する。直流非常灯は、蓄電池(非常用)に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計と対するほか、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時においても重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。</p>	<p>設計基準事故が発生した場合に用いる非常用照明として、非常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設ける設計とする。 非常用照明は非常用低圧母線、直流非常灯は蓄電池(非常用)に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。蓄電池内蔵型照明は常用低圧母線又は非常用低圧母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。</p>					<p>直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間、点灯可能な設計とする。 設計基準事故に対処するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能となる設計とする。</p>			<p>技術基準規則等への適合性 確認結果を反映</p>
設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類A)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>(1) 安全避難通路等 発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。</p>	<p>1.9 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.9.7 発電用原子炉設置変更許可申請(平成 26年 5月 20日申請)に係る安全設計の方針 1.9.7.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成 25年 6月 19日附定)」に対する適合 第十一條 安全避難通路等 適合のための設計方針 第1項第1号について 発電用原子炉施設の本屋内には避難通路を設ける。また、避難通路には必要に応じて、標識並びに非常灯及び誘導灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。 第1項第2号について 非常灯及び誘導灯は、非常用ディーゼル発電機、蓄電池又は灯具に内蔵した蓄電池により、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」 6. その他 6.3 安全避難通路等 発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、非常用ディーゼル発電機、蓄電池又は灯具に内蔵した蓄電池により電力を供給できる非常灯(一部「東海、東海第二発電所共用」)を設置し、安全に避難できる設計とする。</p>																				
<p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、非常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設ける設計とする。直流非常灯は蓄電池(非常用)に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。蓄電池内蔵型照明は常用低圧母線又は非常用低圧母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。</p>	<p>第1項第3号について 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用の照明とは別に、非常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。非常用照明は、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室及び中央制御室外原子炉停止装置等に設置する。また、外部電源喪失時にも必要な照明が確保できるように非常用低圧母線に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とする。 直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室及び電気室等に設置する。直流非常灯は、蓄電池(非常用)に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計と対するほか、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時においても重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。</p>	<p>設計基準事故が発生した場合に用いる非常用照明として、非常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設ける設計とする。 非常用照明は非常用低圧母線、直流非常灯は蓄電池(非常用)に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。蓄電池内蔵型照明は常用低圧母線又は非常用低圧母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。</p>																				
		<p>直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間、点灯可能な設計とする。 設計基準事故に対処するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能となる設計とする。</p>																				

東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2023年 4月 7日申請)	変更後	変更理由						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: top;"> 設置変更許可申請書 (本文) </td> <td style="width: 60%; vertical-align: top;"> <p>設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項 な操作が行えるように非常灯と同等以上の照度を有する設計とする。</p> <p>設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能であるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、初動操作に対応する運転員が常時滞在している中央制御室及び廃棄物処理操作室に配備する可搬型照明 (内蔵電池にて点灯可能なLEDライト等) を活用する。</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: top;"> 考 備 考 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設計及び工事の計画 該当事項</td> <td></td> <td style="text-align: center;">整合性</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">NT2 表① V-1-1-1-R0</p>	設置変更許可申請書 (本文)	<p>設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項 な操作が行えるように非常灯と同等以上の照度を有する設計とする。</p> <p>設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能であるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、初動操作に対応する運転員が常時滞在している中央制御室及び廃棄物処理操作室に配備する可搬型照明 (内蔵電池にて点灯可能なLEDライト等) を活用する。</p>	考 備 考	設計及び工事の計画 該当事項		整合性	<p style="text-align: center;">r-31</p> <p>技術基準規則等への適合性確認結果を反映</p>
設置変更許可申請書 (本文)	<p>設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項 な操作が行えるように非常灯と同等以上の照度を有する設計とする。</p> <p>設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能であるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、初動操作に対応する運転員が常時滞在している中央制御室及び廃棄物処理操作室に配備する可搬型照明 (内蔵電池にて点灯可能なLEDライト等) を活用する。</p>	考 備 考						
設計及び工事の計画 該当事項		整合性						

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2023年4月7日申請)	変更後	変更理由																				
<p style="text-align: right;">変更前 (2023年4月7日申請)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項</th> <th style="width: 30%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対して十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第3項について 安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対して十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第4項について 安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>【(3)(1)a.(g)~(d)】また、安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> </td> <td> <p>第3項について 安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対して十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第4項について 安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>【(3)(1)a.(g)~(d)】また、安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> </td> <td> <p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」 5. 設備に対する要求 5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.5 環境条件等 安全施設的设计条件については、材料疲労、劣化等に對しても十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重 安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響 安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により、発電用原子炉施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」 5. 設備に対する要求 5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性 【(3)(1)a.(g)~(d)】設計基準対象施設は、健全性及び能力を確保するために、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> </td> <td> <p>設計及び工事の計画(3)(1)a.(g)~(d)は、設置変更許可申請書(本文)の(3)(1)a.(g)~(d)を具体的に記載しており整合している。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対して十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第3項について 安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対して十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第4項について 安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>【(3)(1)a.(g)~(d)】また、安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p>	<p>第3項について 安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対して十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第4項について 安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>【(3)(1)a.(g)~(d)】また、安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p>	<p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」 5. 設備に対する要求 5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.5 環境条件等 安全施設的设计条件については、材料疲労、劣化等に對しても十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重 安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響 安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により、発電用原子炉施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」 5. 設備に対する要求 5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性 【(3)(1)a.(g)~(d)】設計基準対象施設は、健全性及び能力を確保するために、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画(3)(1)a.(g)~(d)は、設置変更許可申請書(本文)の(3)(1)a.(g)~(d)を具体的に記載しており整合している。</p>		<p style="text-align: right;">変更後</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項</th> <th style="width: 30%;">設計及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対して十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第3項について 安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対して十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第4項について 安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>【(3)(1)a.(g)~(d)】また、安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> </td> <td> <p>第3項について 安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対して十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第4項について 安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>【(3)(1)a.(g)~(d)】設計基準対象施設は、健全性及び能力を確保するために、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> </td> <td> <p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」 5. 設備に対する要求 5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.5 環境条件等 安全施設的设计条件については、材料疲労、劣化等に對しても十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重 安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響 安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により、発電用原子炉施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」 5. 設備に対する要求 5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性 【(3)(1)a.(g)~(d)】設計基準対象施設は、健全性及び能力を確保するために、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> </td> <td> <p>設計及び工事の計画(3)(1)a.(g)~(d)は、設置変更許可申請書(本文)の(3)(1)a.(g)~(d)を具体的に記載しており整合している。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対して十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第3項について 安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対して十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第4項について 安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>【(3)(1)a.(g)~(d)】また、安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p>	<p>第3項について 安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対して十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第4項について 安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>【(3)(1)a.(g)~(d)】設計基準対象施設は、健全性及び能力を確保するために、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p>	<p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」 5. 設備に対する要求 5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.5 環境条件等 安全施設的设计条件については、材料疲労、劣化等に對しても十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重 安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響 安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により、発電用原子炉施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」 5. 設備に対する要求 5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性 【(3)(1)a.(g)~(d)】設計基準対象施設は、健全性及び能力を確保するために、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画(3)(1)a.(g)~(d)は、設置変更許可申請書(本文)の(3)(1)a.(g)~(d)を具体的に記載しており整合している。</p>		<p>技術基準規則等への適合性確認結果を反映</p> <p>記載の適正化(設置変更許可申請書の項目を明確化)</p>
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対して十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第3項について 安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対して十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第4項について 安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>【(3)(1)a.(g)~(d)】また、安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p>	<p>第3項について 安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対して十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第4項について 安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>【(3)(1)a.(g)~(d)】また、安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p>	<p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」 5. 設備に対する要求 5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.5 環境条件等 安全施設的设计条件については、材料疲労、劣化等に對しても十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重 安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響 安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により、発電用原子炉施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」 5. 設備に対する要求 5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性 【(3)(1)a.(g)~(d)】設計基準対象施設は、健全性及び能力を確保するために、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画(3)(1)a.(g)~(d)は、設置変更許可申請書(本文)の(3)(1)a.(g)~(d)を具体的に記載しており整合している。</p>																			
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																		
<p>安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対して十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第3項について 安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対して十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第4項について 安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>【(3)(1)a.(g)~(d)】また、安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p>	<p>第3項について 安全施設的设计条件を設定するに当たっては、材料疲労、劣化等に対して十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>第4項について 安全施設は、その健全性及び能力を確保するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>【(3)(1)a.(g)~(d)】設計基準対象施設は、健全性及び能力を確保するために、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p>	<p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」 5. 設備に対する要求 5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.5 環境条件等 安全施設的设计条件については、材料疲労、劣化等に對しても十分な余裕を留めて機能維持が可能となるよう、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時において、必要に応じて、必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重 安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象時における環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響、屋外の天候による影響（凍結及び降水）並びに荷重を考慮しても、安全機能を発揮できる設計とする。</p> <p>(4) 周辺機器等からの悪影響 安全施設は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに人為事象による他設備からの悪影響により、発電用原子炉施設としての安全機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」 5. 設備に対する要求 5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.6 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性 【(3)(1)a.(g)~(d)】設計基準対象施設は、健全性及び能力を確保するために、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要性能を確保し、十分安全側の条件を与え、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画(3)(1)a.(g)~(d)は、設置変更許可申請書(本文)の(3)(1)a.(g)~(d)を具体的に記載しており整合している。</p>																			

【V-1-1-1】発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

変更前 (2023年 4月 7日申請)	変更後	変更理由										
	<p style="text-align: right;">NT2 表 V-1-1-1-R0</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書 (本文)</th> <th style="width: 30%;">設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項</th> <th style="width: 30%;">設置及び工事の計画 該当事項</th> <th style="width: 10%;">整合性</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>点できる設計とする。</p> <p>(g-3)重要安全施設は、発電用原子炉施設間で原則去用又は相互に接続しないものとするが、安全性が向上する場合は、去用又は相互に接続することを考慮する。</p> <p>なお、発電用原子炉施設間で去用又は相互に接続する重要安全施設は無いことから、去用又は相互に接続することを考慮する必要はない。</p> <p>安全施設(重要安全施設を除く。)を去用又は相互に接続する場合には、原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> </td> <td> <p>設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項</p> <p>試験又は検査が可能な設計とする対象設備を第2表に示す。</p> <p>1.1.1.6 共用</p> <p>重要安全施設は、東海発電所との間で原則共用又は相互に接続しないものとするが、安全性が向上する場合は、去用又は相互に接続することを考慮する。</p> <p>安全施設(重要安全施設を除く。)においては、去用又は相互に接続する場合には、原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> </td> <td> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>備えた設計とする。</p> <p><中略></p> <p>試験及び検査は、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査及び溶接安全管理検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検が実施できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>発電用原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査が実施可能な設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」</p> <p>(2) 非用</p> <p>重要安全施設は、東海発電所との間で原則共用しないものとするが、安全性が向上する場合は、去用することを考慮する。</p> <p>なお、東海発電所と共用する重要安全施設は無いことから、去用することを考慮する必要はない。</p> <p>安全施設(重要安全施設を除く。)を去用する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 相互接続</p> <p>重要安全施設は、東海発電所との間で原則相互に接続しないものとするが、安全性が向上する場合は、相互に接続することを考慮する。</p> <p>なお、東海発電所と相互に接続する重要安全施設はないことから、相互に接続することを考慮する必要はない。</p> <p>安全施設(重要安全施設を除く。)を相互に接続する場合には、原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、安全施設(重要安全施設を除く。)は、東海発電所と相互に接続しない設計とする。</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">p-33</p>	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	<p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>点できる設計とする。</p> <p>(g-3)重要安全施設は、発電用原子炉施設間で原則去用又は相互に接続しないものとするが、安全性が向上する場合は、去用又は相互に接続することを考慮する。</p> <p>なお、発電用原子炉施設間で去用又は相互に接続する重要安全施設は無いことから、去用又は相互に接続することを考慮する必要はない。</p> <p>安全施設(重要安全施設を除く。)を去用又は相互に接続する場合には、原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項</p> <p>試験又は検査が可能な設計とする対象設備を第2表に示す。</p> <p>1.1.1.6 共用</p> <p>重要安全施設は、東海発電所との間で原則共用又は相互に接続しないものとするが、安全性が向上する場合は、去用又は相互に接続することを考慮する。</p> <p>安全施設(重要安全施設を除く。)においては、去用又は相互に接続する場合には、原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>備えた設計とする。</p> <p><中略></p> <p>試験及び検査は、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査及び溶接安全管理検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検が実施できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>発電用原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査が実施可能な設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」</p> <p>(2) 非用</p> <p>重要安全施設は、東海発電所との間で原則共用しないものとするが、安全性が向上する場合は、去用することを考慮する。</p> <p>なお、東海発電所と共用する重要安全施設は無いことから、去用することを考慮する必要はない。</p> <p>安全施設(重要安全施設を除く。)を去用する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 相互接続</p> <p>重要安全施設は、東海発電所との間で原則相互に接続しないものとするが、安全性が向上する場合は、相互に接続することを考慮する。</p> <p>なお、東海発電所と相互に接続する重要安全施設はないことから、相互に接続することを考慮する必要はない。</p> <p>安全施設(重要安全施設を除く。)を相互に接続する場合には、原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、安全施設(重要安全施設を除く。)は、東海発電所と相互に接続しない設計とする。</p>			<p>技術基準規則等への適合性確認結果を反映</p>
設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考								
<p>設置変更許可申請書 (本文)</p> <p>点できる設計とする。</p> <p>(g-3)重要安全施設は、発電用原子炉施設間で原則去用又は相互に接続しないものとするが、安全性が向上する場合は、去用又は相互に接続することを考慮する。</p> <p>なお、発電用原子炉施設間で去用又は相互に接続する重要安全施設は無いことから、去用又は相互に接続することを考慮する必要はない。</p> <p>安全施設(重要安全施設を除く。)を去用又は相互に接続する場合には、原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項</p> <p>試験又は検査が可能な設計とする対象設備を第2表に示す。</p> <p>1.1.1.6 共用</p> <p>重要安全施設は、東海発電所との間で原則共用又は相互に接続しないものとするが、安全性が向上する場合は、去用又は相互に接続することを考慮する。</p> <p>安全施設(重要安全施設を除く。)においては、去用又は相互に接続する場合には、原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>備えた設計とする。</p> <p><中略></p> <p>試験及び検査は、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査及び溶接安全管理検査の法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検が実施できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>発電用原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査が実施可能な設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)「共通項目」</p> <p>(2) 非用</p> <p>重要安全施設は、東海発電所との間で原則共用しないものとするが、安全性が向上する場合は、去用することを考慮する。</p> <p>なお、東海発電所と共用する重要安全施設は無いことから、去用することを考慮する必要はない。</p> <p>安全施設(重要安全施設を除く。)を去用する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 相互接続</p> <p>重要安全施設は、東海発電所との間で原則相互に接続しないものとするが、安全性が向上する場合は、相互に接続することを考慮する。</p> <p>なお、東海発電所と相互に接続する重要安全施設はないことから、相互に接続することを考慮する必要はない。</p> <p>安全施設(重要安全施設を除く。)を相互に接続する場合には、原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>ただし、安全施設(重要安全施設を除く。)は、東海発電所と相互に接続しない設計とする。</p>										